

地方年金記録訂正審議会規則（平成二十七年四月十日厚生労働省令第八十三号）
（最終改正：令和五年十一月二十二日省令第四百十二号）

（所掌事務）

第一条 地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の九第三項の規定により読み替えられた同法第二十八条の四第三項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の九第三項の規定により読み替えられた同法第十四条の四第三項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、学識経験のある者のうちから、地方厚生局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、第二条第二項の規定による特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員等は、非常勤とする。

5 委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
 - 4 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

- 第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により訂正の請求をした者、事業主その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

- 第九条 審議会の庶務は、地方厚生局年金審査課において処理する。

(雑則)

- 第十条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行に伴い新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則（案）

平成 27 年 4 月 20 日決定

平成 30 年 4 月 16 日改定

平成 31 年 4 月 15 日改定

令和 6 年 4 月 10 日改定

令和 7 年 4 月 10 日改定

関東信越地方年金記録訂正審議会会長決定

（趣旨）

第一条 関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号）の定めるところによるほか、この運営規則の定めるところによる。

（招集）

第二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員及び議事に関係のある臨時委員は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

（副会長）

第三条 審議会は、3 人以内の副会長を置くことができる。

2 副会長は会長が指名する。

（会議の議事）

第四条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

（部会）

第五条 審議会に、11 以内の部会を置くことができる。

（諮問の付議）

第六条 会長は、国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（以下「請求事案」という。）について、関東信越厚生局長の諮問を受けたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、請求事案を当該部会に付議することができる。

2 部会長は、当該部会に係属している請求事案について、当該部会で取り扱うことが不適当と認める場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、前項の規定による報告があった場合において、請求事案を取り扱う部会を変更する必要があると認めるときは、関係する部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を取り扱う部会を変更することができる。

(議決)

第七条 前条の規定に基づき部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

第八条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、審議会の議決に際して、やむを得ない理由により議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(委員等の除斥)

第九条 地方年金記録訂正審議会規則第七条第四項に規定する自己の利害に関係する議事とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 委員若しくは臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者（以下「請求者」という）であるとき
- 二 委員若しくは臨時委員が請求者の４親等内の血族、３親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき
- 三 委員又は臨時委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人であるとき
- 四 委員若しくは臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員又は臨時委員が、当該請求事案につき特別な利害関係を有するとき

(会議の公開)

第十条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(口頭意見陳述)

第十一条 審議会は、請求者から申立てがあったときは、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 請求者は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、審議会の許可を得て、その者の家族その他の関係人とともに出席することができる。
- 3 第一項の請求者の意見は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。
- 4 審議会は、第一項の請求者の意見聴取を行う場合には、委員又は議事に関係のある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。
- 5 前項の指名を受けた委員又は議事に関係のある臨時委員は、第一項の請求者の口頭意見陳述を聴取したときは、当該口頭意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(説明聴取)

第十二条 審議会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に対し、口頭での説明を求めることができる。

- 2 前項の説明は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。

3 審議会は、第一項の口頭説明の聴取を行う場合には、委員又は議事に関係のある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。

4 前項の指名を受けた委員又は議事に関係のある臨時委員は、第一項の口頭説明の聴取を行ったときは、当該口頭説明の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(議事要旨等)

第十三条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事要旨は公開するものとする。

3 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。

4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

(答申)

第十四条 審議会の答申は、書面をもって行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 結論

二 請求の要旨等

三 判断の理由

3 審議会の答申は、公開するものとする。

(諮問の取下げ)

第十五条 審議会は、関東信越厚生局長から諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しないものとする。

(部会への適用)

第十六条 部会の運営について、第二条、第四条、第八条及び第十条から第十三条（第四項を除く。）までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、「委員又は議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員又は臨時委員」と、「委員若しくは議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員若しくは臨時委員」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この運営規則は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

参考資料 3

年金記録訂正請求の受付・処理状況等

関東信越厚生局（全体）

訂正手続きに係る受付件数の推移(関東信越)



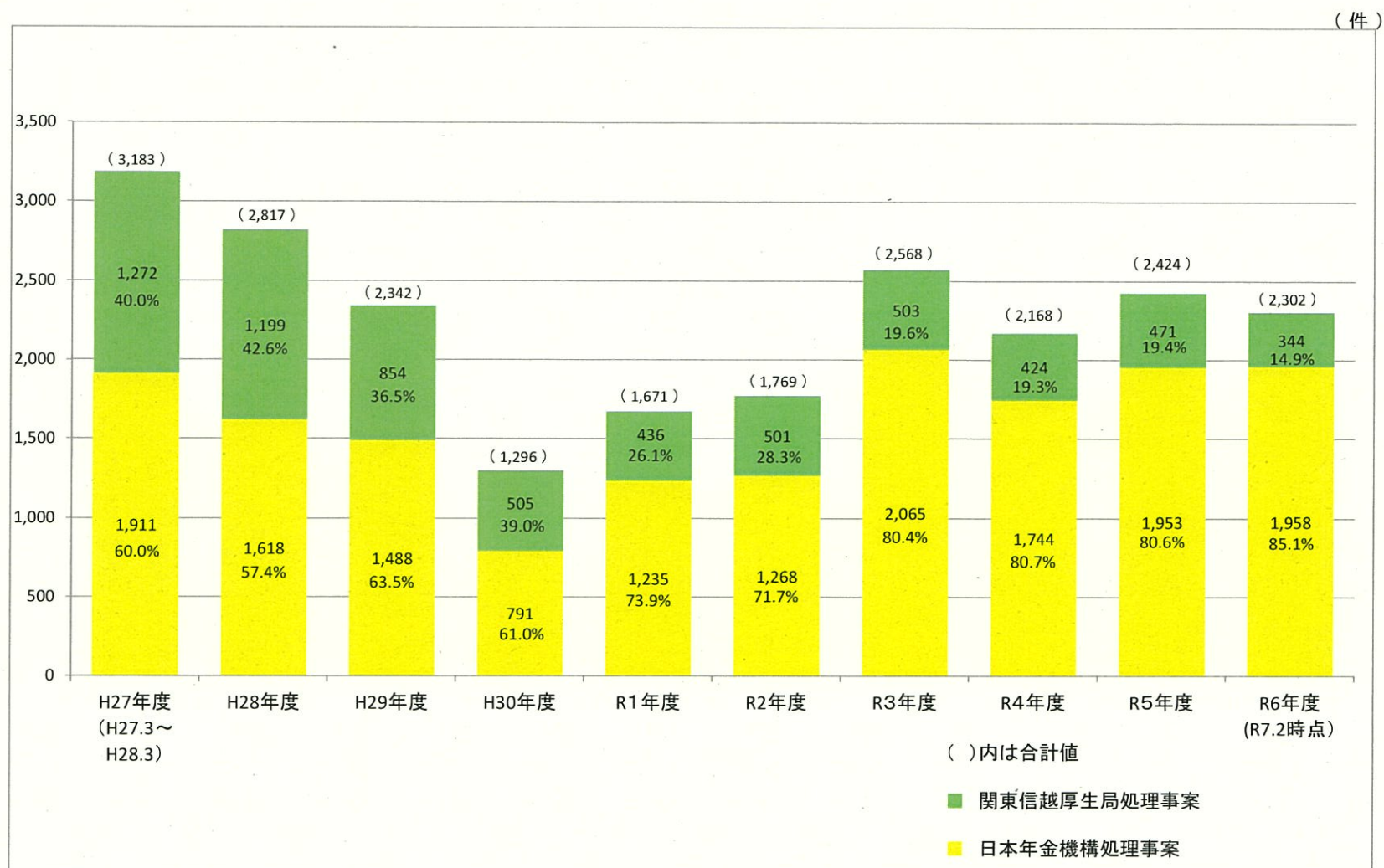
制度別の受付割合(関東信越)



※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、関東信越厚生局管内各都県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

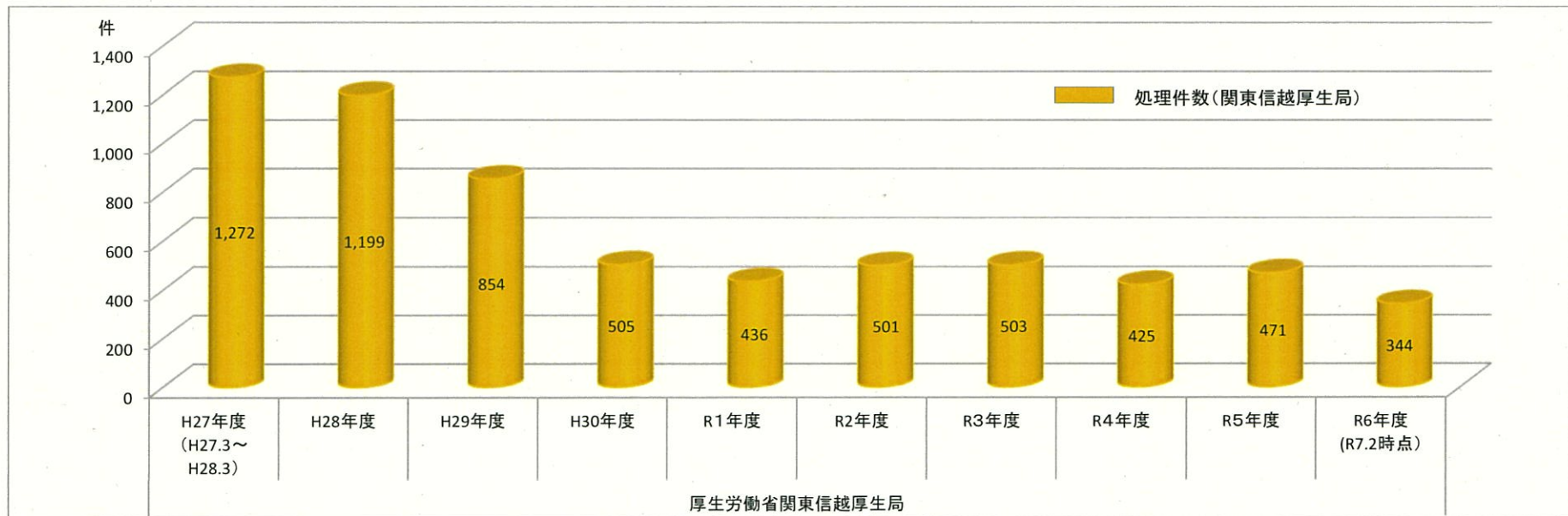
処理事案別の件数の推移(関東信越)



※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、関東信越厚生局管内各都県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(関東信越)



制度別の処理事案割合(関東信越)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(関東信越)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)				令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年2月)			
	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計
受付件数	424	3,827	29	4,280	301	2,553	23	2,877	156	2,036	17	2,209	152	1,257	14	1,423	158	1,823	10	1,991	128	2,147	10	2,285	124	2,246	3	2,373	115	2,589	2	2,706	121	2,751	1	2,873	93	1,968	2	2,063
処理件数	360	2,799	24	3,183	236	2,561	20	2,817	160	2,168	14	2,342	153	1,135	8	1,296	118	1,538	15	1,671	121	1,639	9	1,769	121	2,442	5	2,568	93	2,074	1	2,168	105	2,317	2	2,424	84	2,216	2	2,302
厚生局 処理	352	896	24	1,272	226	953	20	1,199	159	682	13	854	149	348	8	505	116	305	15	436	120	372	9	501	119	379	5	503	91	332	1	424	104	365	2	471	84	258	2	344
訂正 決定	66	526	2	594	28	662	1	691	24	495	1	520	23	207	0	230	11	197	2	210	12	248	2	262	13	259	0	272	6	250	0	256	7	276	0	283	4	169	1	174
不訂正 決定	284	369	22	675	198	290	19	507	135	187	12	334	126	141	8	275	103	108	13	224	108	122	6	236	106	120	5	231	85	82	1	168	97	89	2	188	80	88	1	169
請求 却下	2	1	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
日本年金 機構で 記録訂正	8	1,903	0	1,911	10	1,608	0	1,618	1	1,486	1	1,488	4	787	0	791	2	1,233	0	1,235	1	1,267	0	1,268	2	2,063	0	2,065	2	1,742	0	1,744	1	1,952	0	1,953	0	1,958	0	1,958
訂正請求の 取下げ等	34	203	4	241	27	215	2	244	9	122	0	131	13	68	2	83	12	79	1	92	13	111	1	125	16	117	1	134	6	86	0	92	22	103	0	125	15	89	0	104

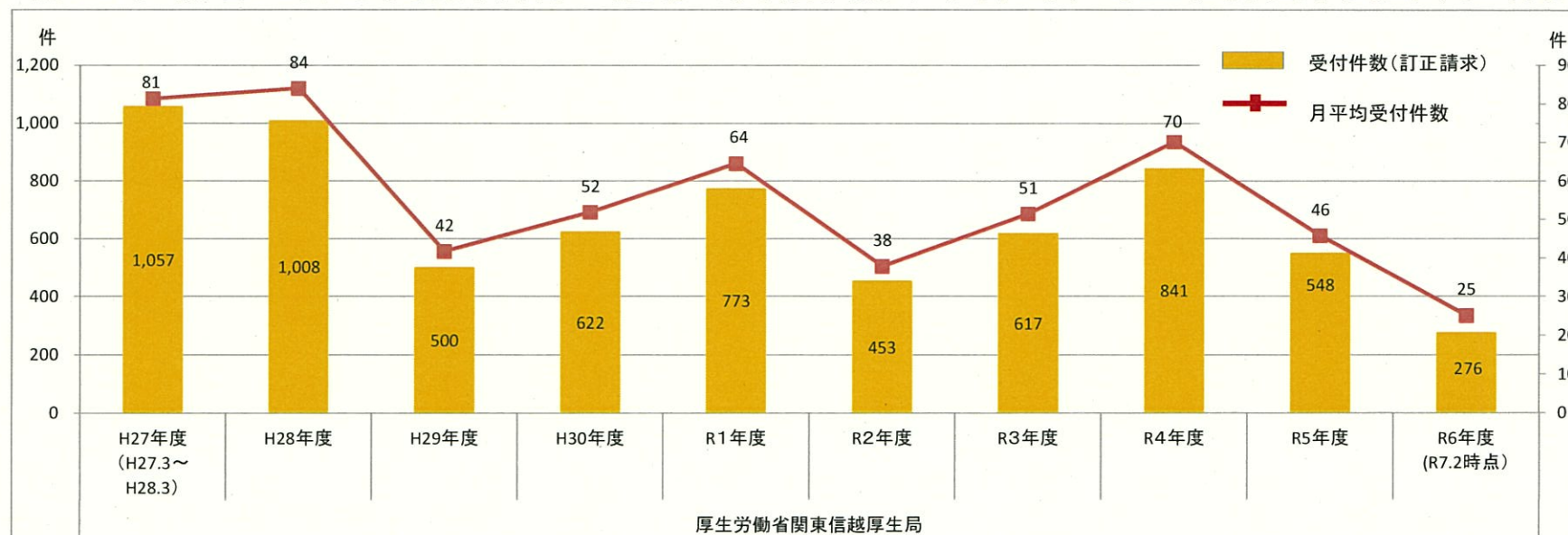
※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

年金審査課

(茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野・山梨)

訂正手続きに係る受付件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



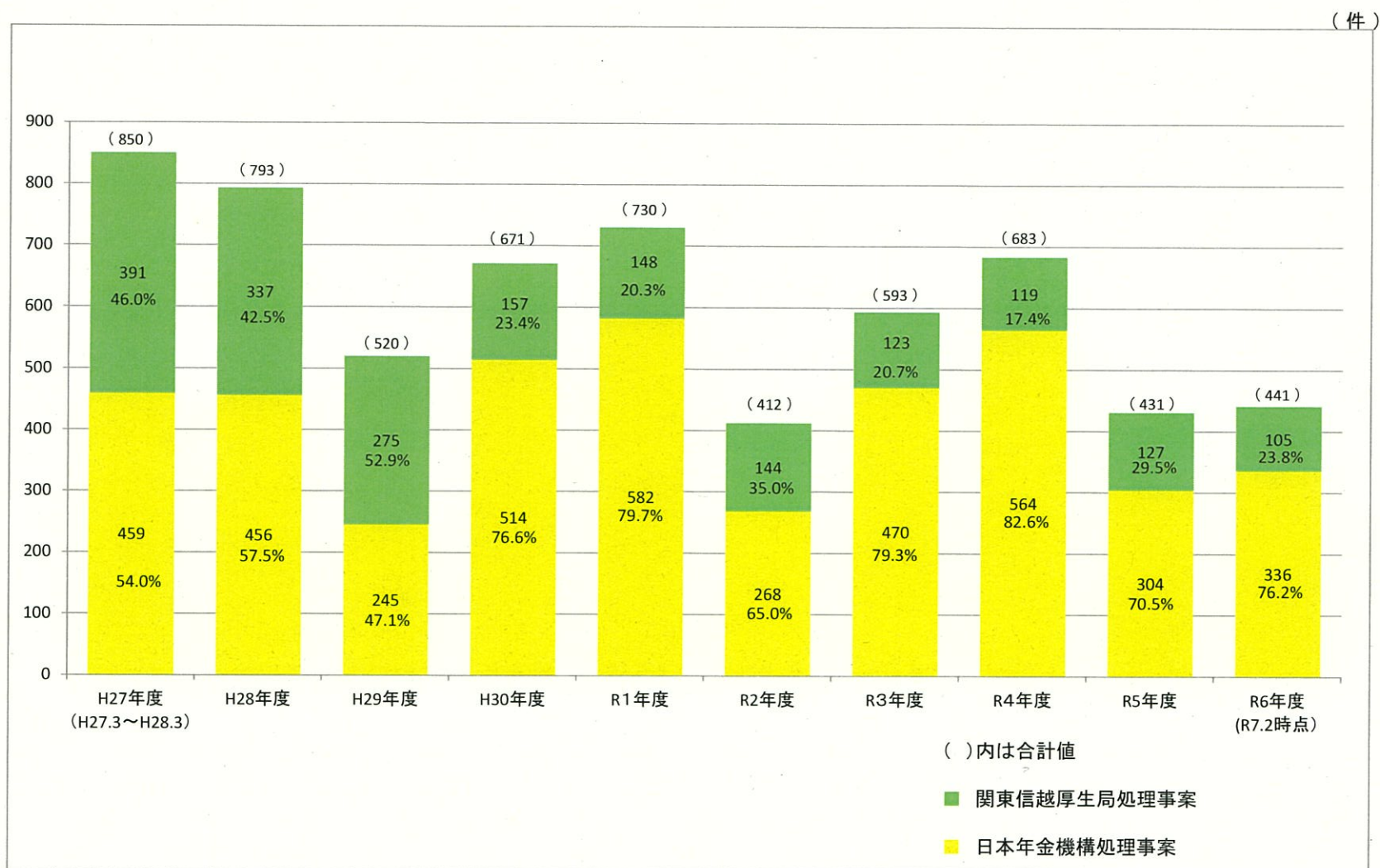
制度別の受付割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨各県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

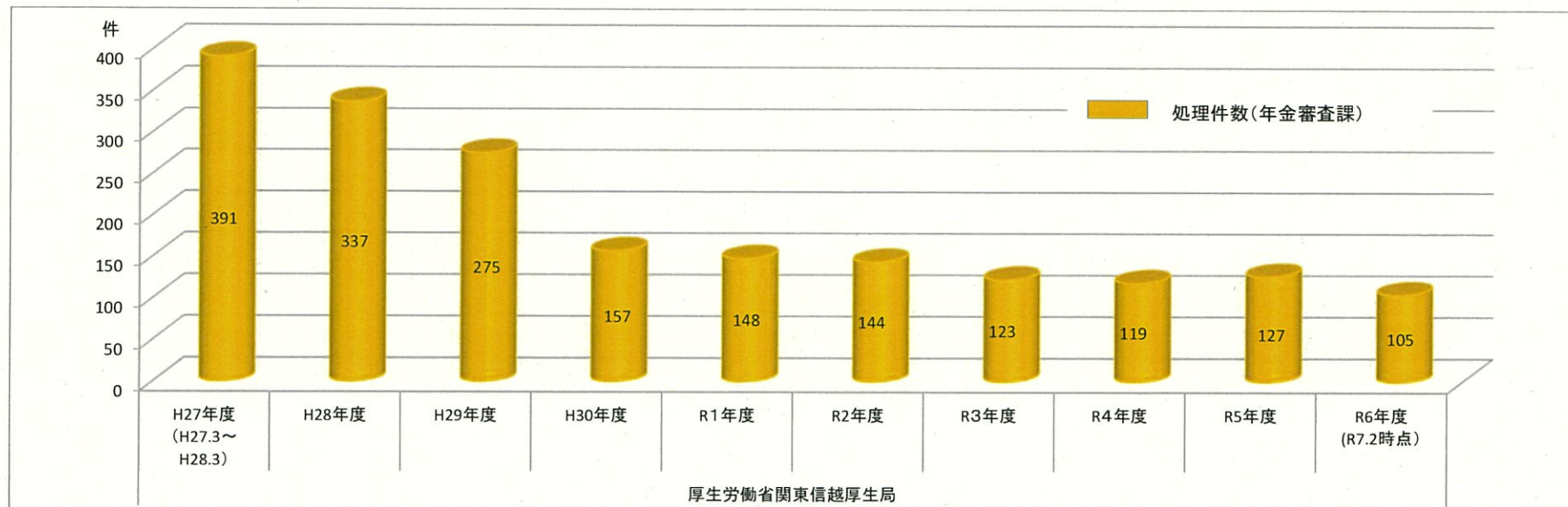
処理事案別の件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨各県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



制度別の処理事案割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)				令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年2月)			
	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計				
受付件数	126	923	8	1,057	85	920	3	1,008	42	453	5	500	37	582	3	622	46	725	2	773	32	416	5	453	29	586	2	617	37	802	2	841	29	519	0	548	33	205	0	238

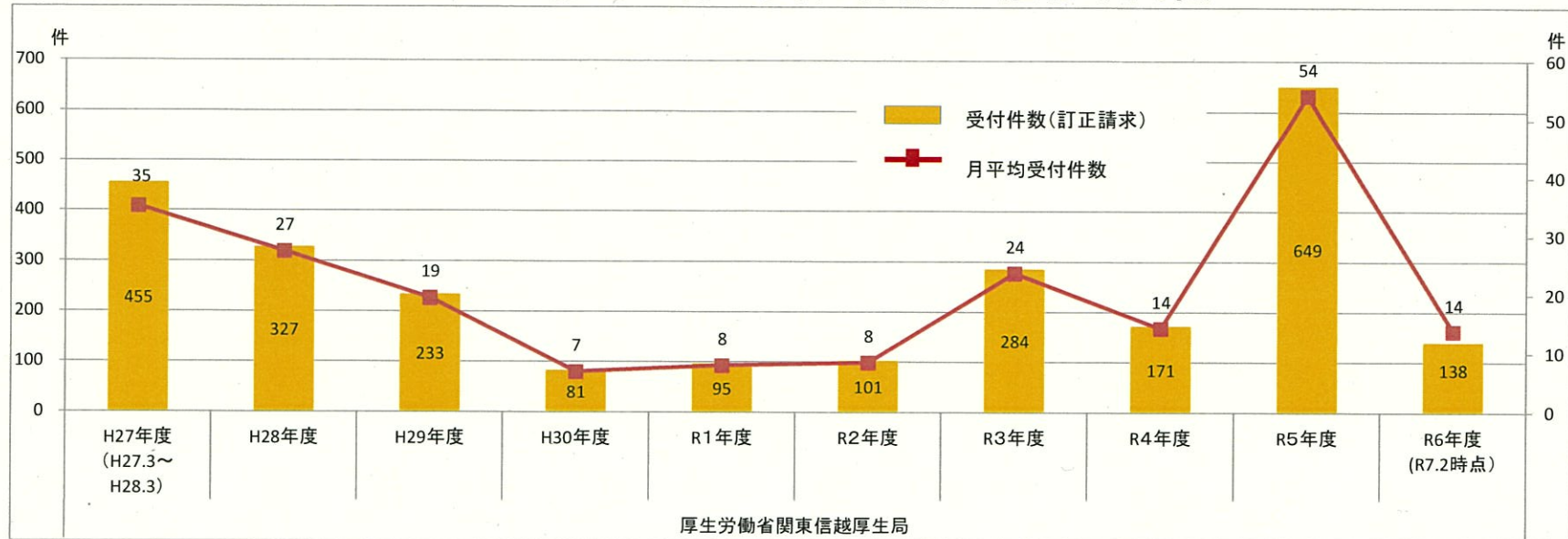
処理件数	118	725	7	850	65	727	1	793	37	480	3	520	40	627	4	671	34	694	2	730	33	376	3	412	31	558	4	593	22	661	0	683	34	395	2	431	24	417	0	441
厚生局 処理	115	269	7	391	61	275	1	337	37	235	3	275	38	115	4	157	33	113	2	148	33	108	3	144	30	89	4	123	21	98	0	119	34	91	2	127	24	81	0	105
訂正 決定	19	156	1	176	10	186	0	196	6	177	1	184	5	81	0	86	4	75	1	80	6	77	1	84	6	64	0	70	2	70	0	72	1	68	0	69	1	53	0	54
不訂正 決定	96	113	6	215	51	89	1	141	31	58	2	91	33	34	4	71	29	38	1	68	27	30	2	59	24	25	4	53	19	28	0	47	33	23	2	58	23	27	0	50
請求 却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
日本年金 機構で 記録訂正	3	456	0	459	4	452	0	456	0	245	0	245	2	512	0	514	1	581	0	582	0	268	0	268	1	469	0	470	1	563	0	564	0	304	0	304	0	336	0	336
訂正請求の 取下げ等	9	63	3	75	4	76	0	80	3	51	0	54	5	33	1	39	4	33	0	37	2	33	0	35	4	42	0	46	2	26	0	28	7	28	0	35	2	27	0	29

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

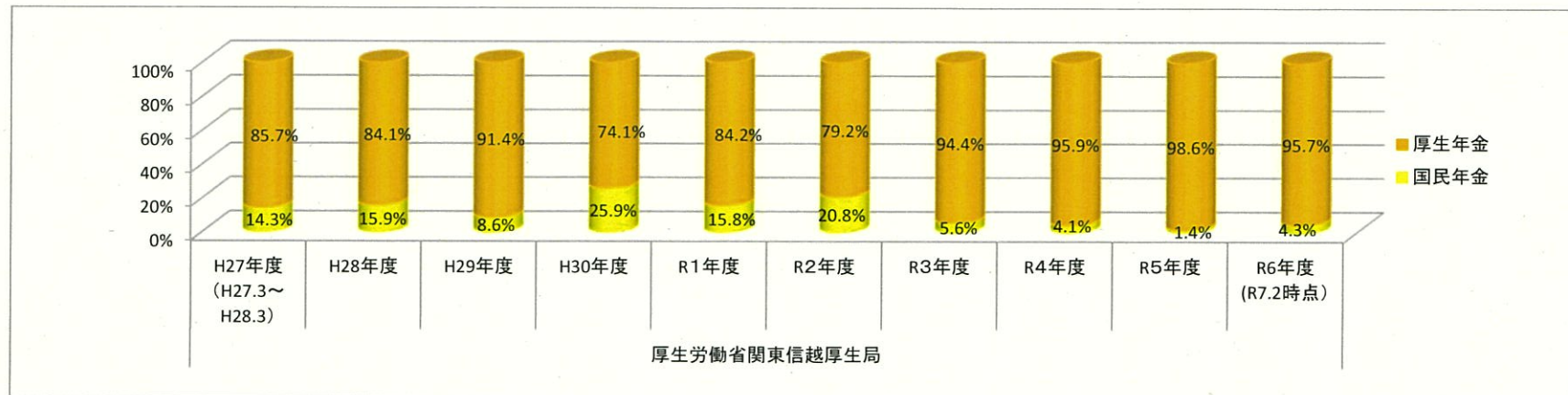
※2 数値は、厚生労働省HPより。

千葉年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(千葉)



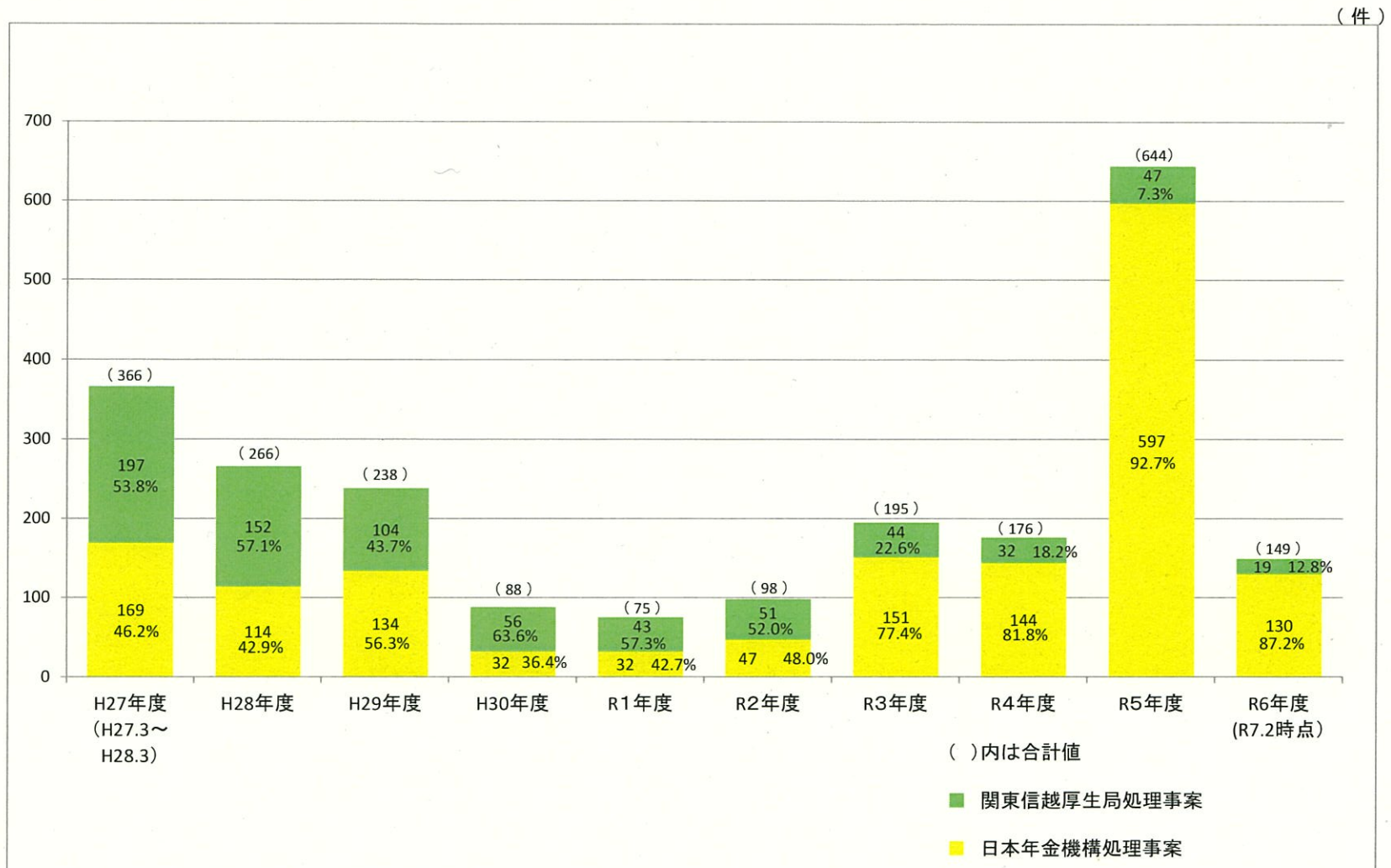
制度別の受付割合(千葉)



※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、千葉県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

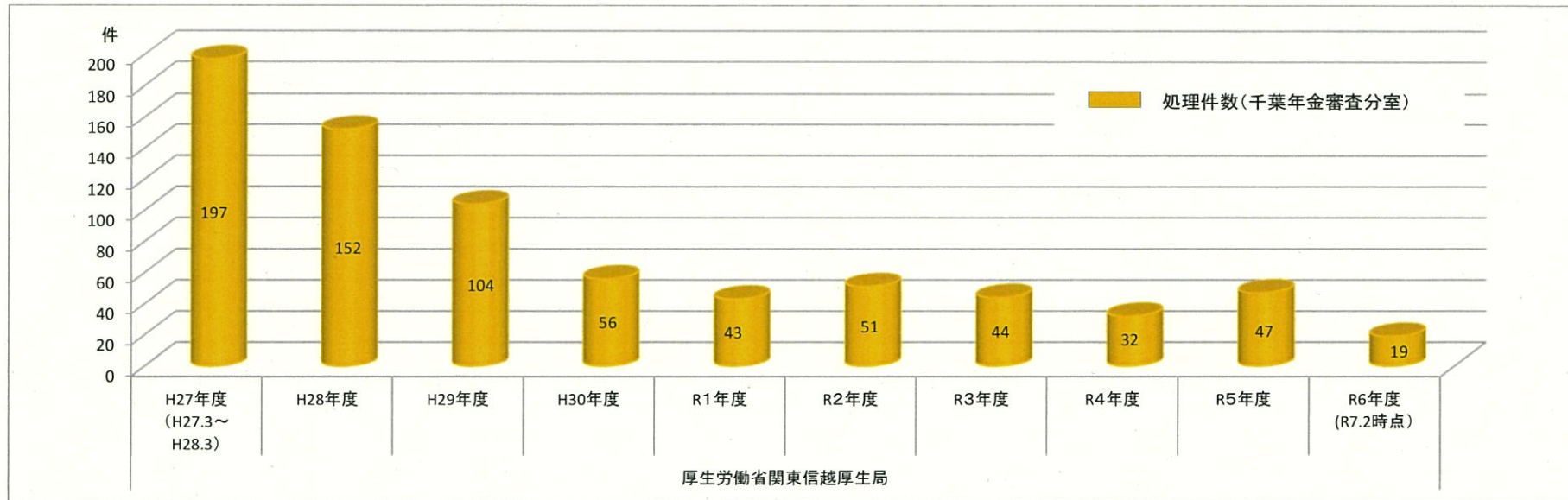
処理事案別の件数の推移(千葉)



※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、千葉県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(千葉)



制度別の処理事案割合(千葉)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(千葉)

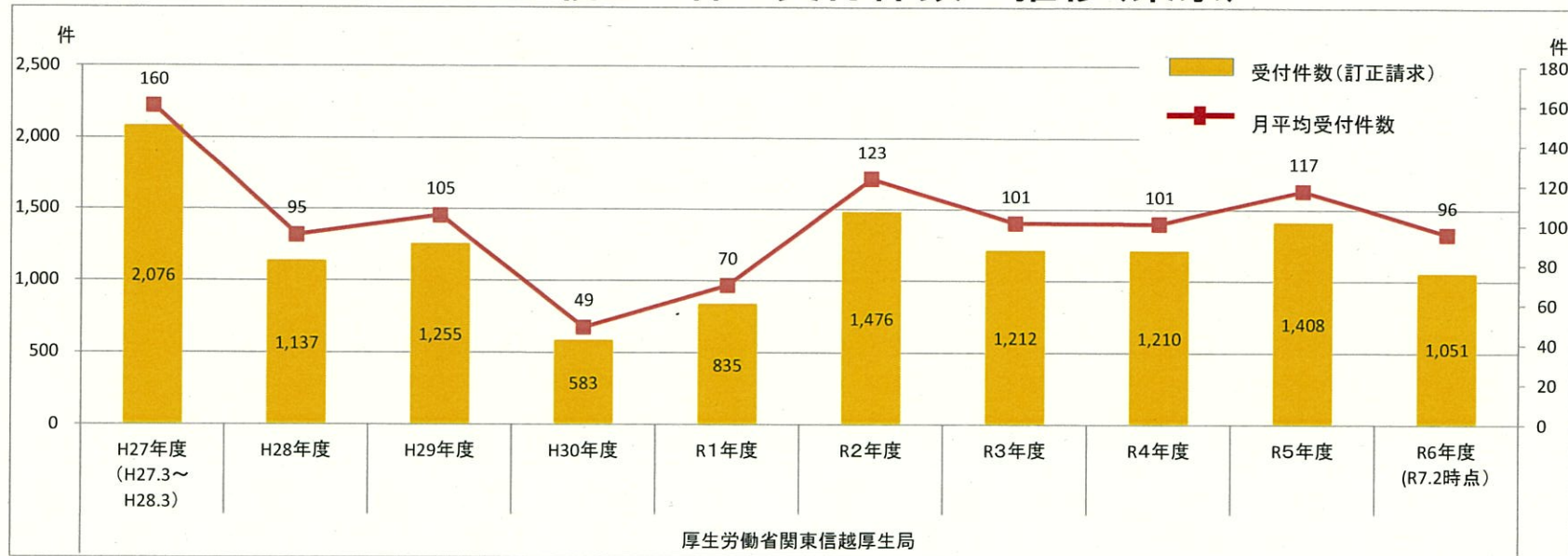
	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)				令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年2月)			
	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計
受付件数	65	386	4	455	52	270	5	327	20	210	3	233	21	58	2	81	15	80	0	95	21	80	0	101	16	268	0	284	7	164	0	171	9	640	0	649	6	107	1	114
処理件数	57	306	3	366	34	227	5	266	28	206	4	238	18	69	1	88	13	61	1	75	16	82	0	98	17	178	0	195	10	166	0	176	9	635	0	644	4	145	0	149
厚生局 処理	56	138	3	197	32	115	5	152	28	73	3	104	17	38	1	56	13	29	1	43	16	35	0	51	17	27	0	44	10	22	0	32	9	38	0	47	4	15	0	19
訂正 決定	11	90	1	102	4	69	0	73	3	52	0	55	4	18	0	22	1	23	0	24	0	19	0	19	1	17	0	18	0	17	0	17	0	25	0	25	2	11	0	13
不訂正 決定	44	48	2	94	28	45	5	78	25	21	3	49	13	20	1	34	11	6	1	18	16	16	0	32	16	10	0	26	10	5	0	15	9	13	0	22	2	4	0	6
請求 却下	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金 機構で 記録訂正	1	168	0	169	2	112	0	114	0	133	1	134	1	31	0	32	0	32	0	32	0	47	0	47	0	151	0	151	0	144	0	144	0	597	0	597	0	130	0	130
訂正請求の 取下げ等	9	45	0	54	3	24	0	27	1	14	0	15	1	4	0	5	2	10	0	12	1	7	0	8	2	18	0	20	0	10	0	10	1	17	0	18	3	14	0	17

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

東京年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(東京)



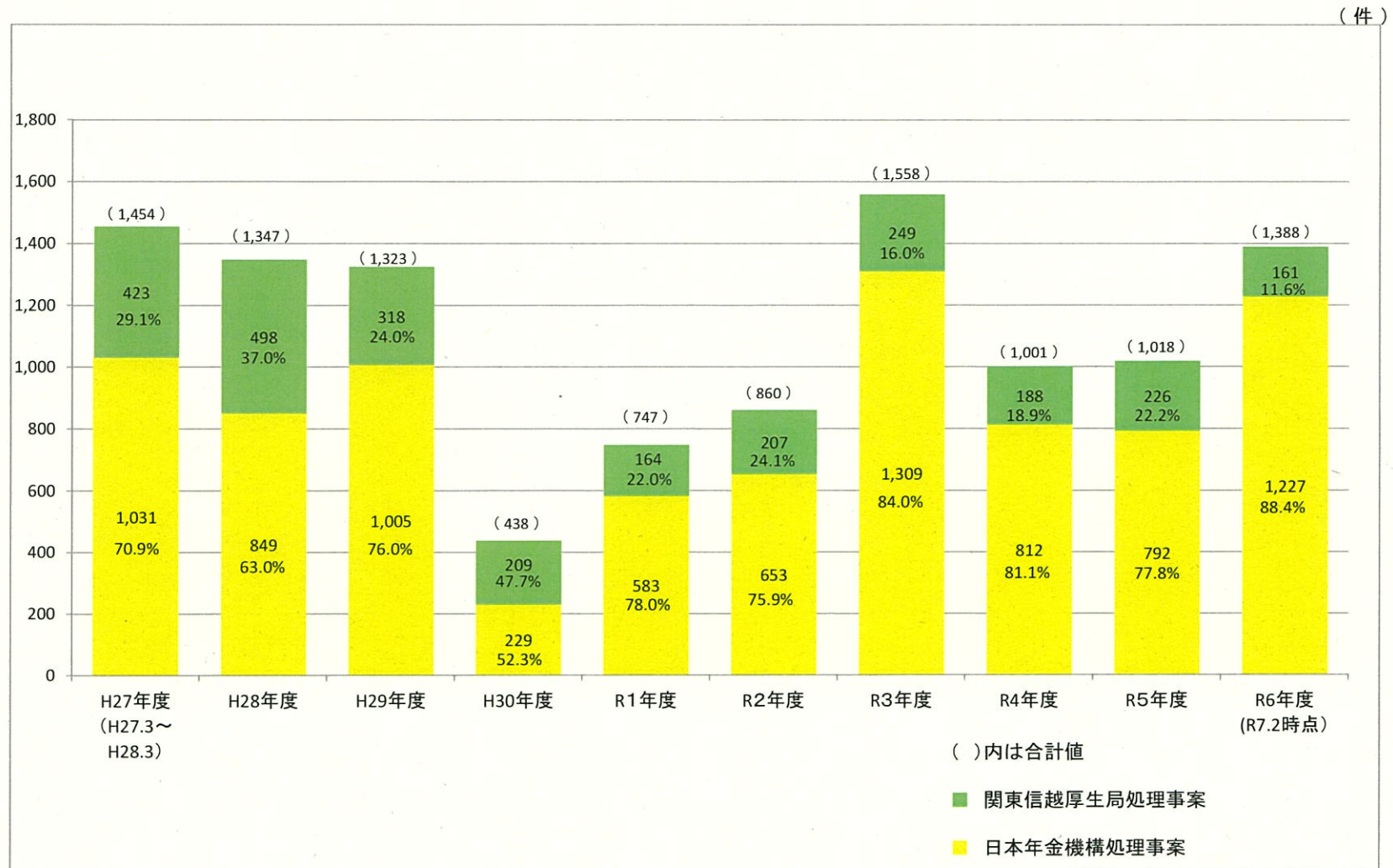
制度別の受付割合(東京)



※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、東京都内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

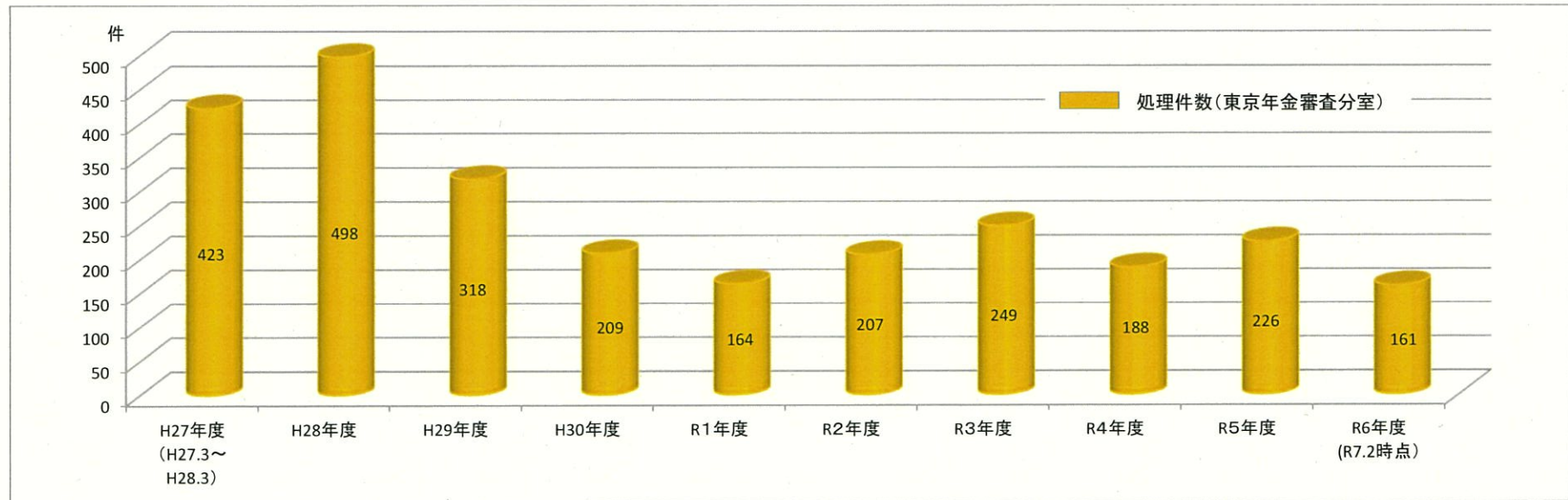
処理事案別の件数の推移(東京)



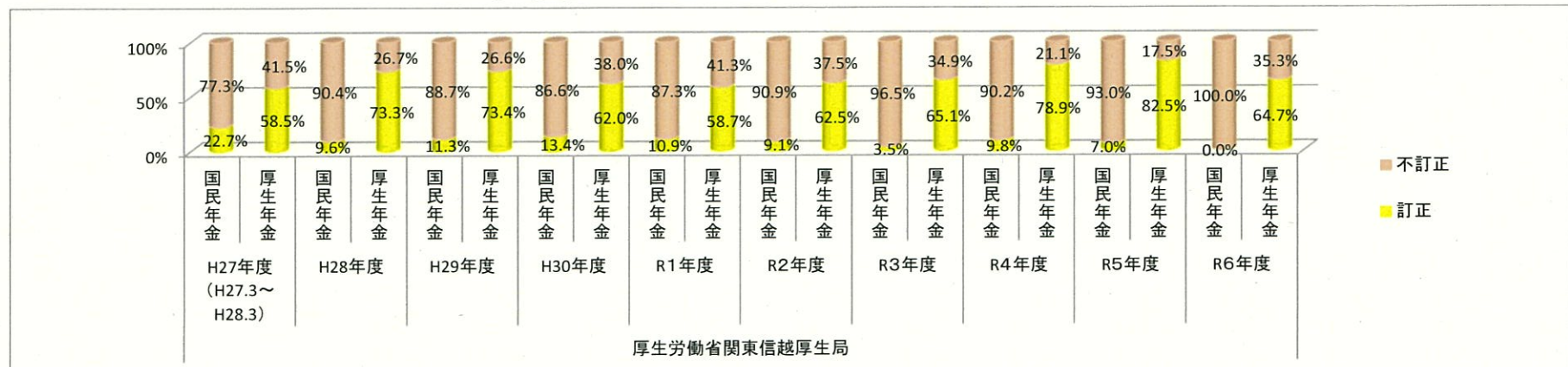
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、東京都内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(東京)



制度別の処理事案割合(東京)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(東京)

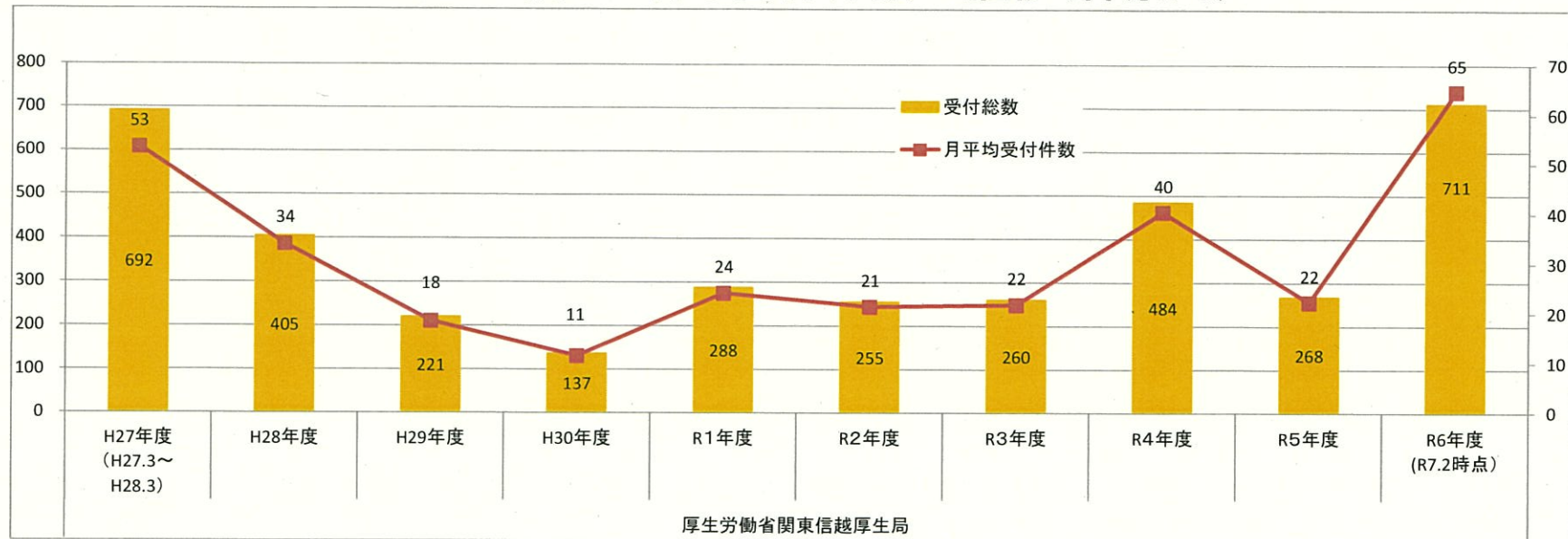
	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)				令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年2月)			
	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計
受付件数	148	1,919	9	2,076	114	1,013	10	1,137	64	1,184	7	1,255	68	511	4	583	79	750	6	835	62	1,412	2	1,476	55	1,156	1	1,212	51	1,159	0	1,210	59	1,348	1	1,408	38	973	1	1,012
処理件数	113	1,333	8	1,454	96	1,242	9	1,347	63	1,255	5	1,323	68	369	1	438	56	684	7	747	56	801	3	860	58	1,500	0	1,558	42	957	1	1,000	43	975	0	1,018	42	1,344	2	1,388
厚生局 処理	110	305	8	423	94	395	9	498	62	251	5	318	67	141	1	209	55	102	7	164	55	149	3	207	57	192	0	249	41	146	1	188	43	183	0	226	42	117	2	161
訂正 決定	25	183	0	208	9	296	0	305	7	188	0	195	9	88	0	97	6	64	0	70	5	94	1	100	2	125	0	127	4	116	0	120	3	151	0	154	0	76	1	77
不訂正 決定	85	122	8	215	85	99	9	193	55	63	5	123	58	53	1	112	48	38	7	93	50	55	2	107	55	67	0	122	37	30	1	68	40	32	0	72	42	41	1	84
請求 却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金 機構で 記録訂正	3	1,028	0	1,031	2	847	0	849	1	1,004	0	1,005	1	228	0	229	1	582	0	583	1	652	0	653	1	1,308	0	1,309	1	811	0	812	0	792	0	792	0	1,227	0	1,227
訂正請求の 取下げ等	13	60	0	73	16	84	2	102	4	38	0	42	3	20	1	24	5	27	1	33	10	50	0	60	6	47	1	54	3	38	0	41	10	39	0	49	5	34	0	39

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

神奈川年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(神奈川)



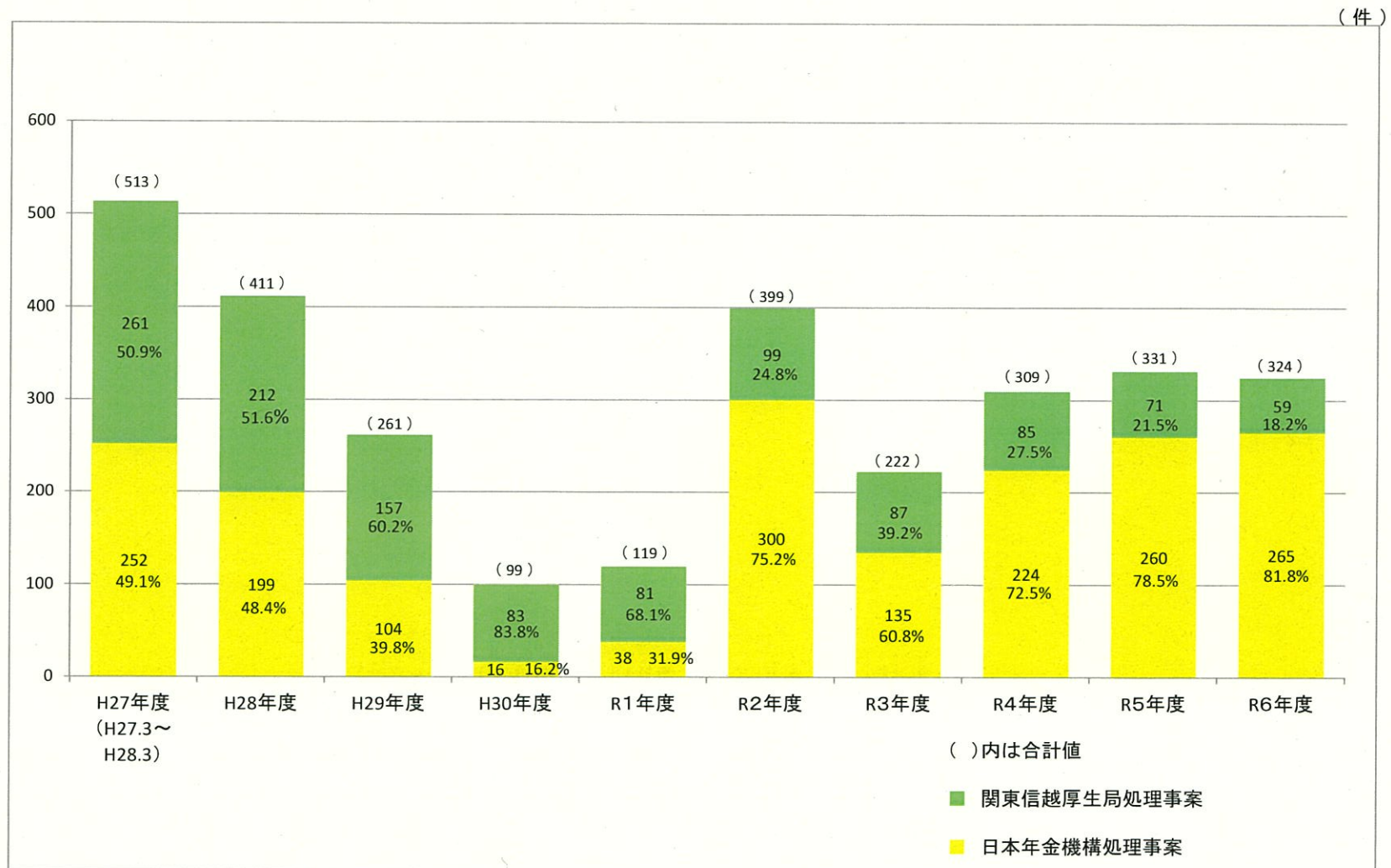
制度別の受付割合(神奈川)



※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、神奈川県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

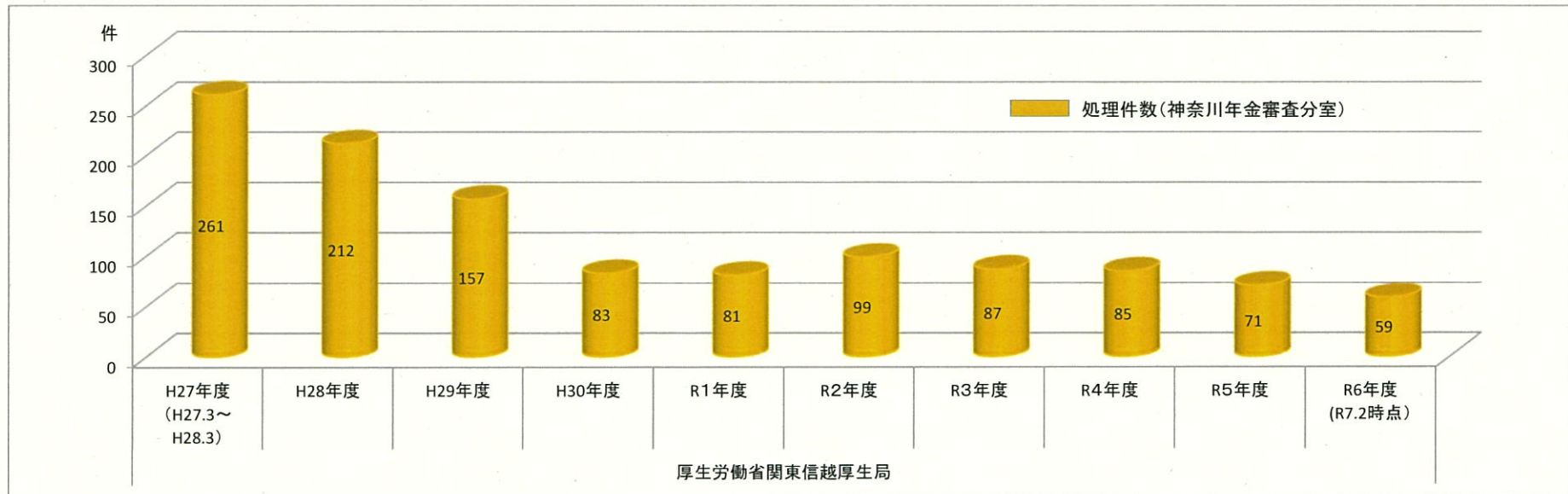
処理事案別の件数の推移(神奈川)



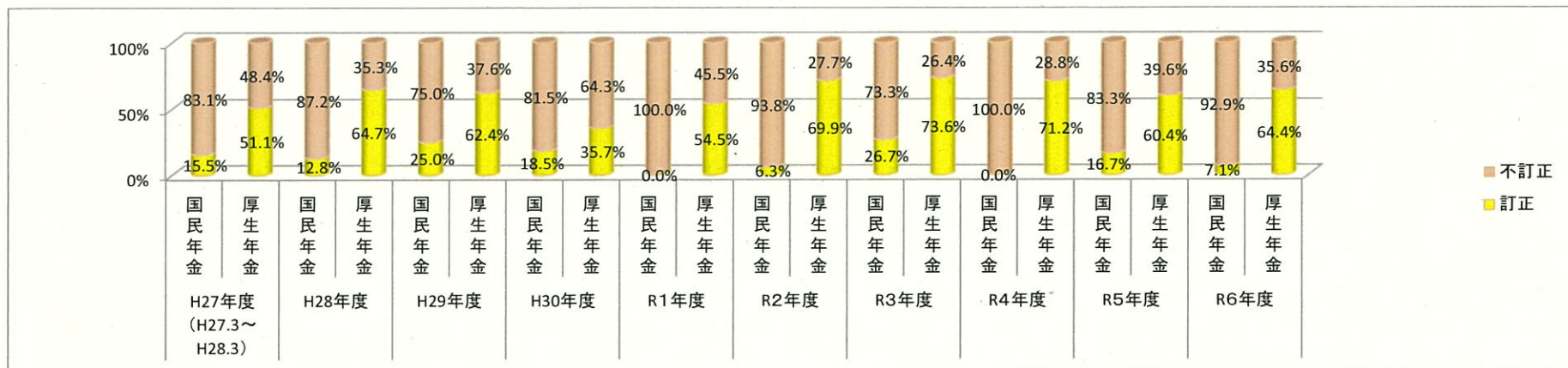
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、神奈川県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(神奈川)



制度別の処理事案割合(神奈川)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(神奈川)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)				令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年2月)			
	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計	国民 年金	厚生 年金	脱退 手当 金	計
受付件数	85	599	8	692	50	350	5	405	30	189	2	221	26	106	5	137	18	268	2	288	13	239	3	255	24	236	0	260	20	464	0	484	24	244	0	268	16	683	0	699
処理件数	72	435	6	513	41	365	5	411	32	227	2	261	27	70	2	99	15	99	5	119	16	380	3	399	19	216	1	235	19	290	0	309	19	312	0	331	14	235	0	249
厚生局 処理	71	184	6	261	39	168	5	212	32	123	2	157	27	54	2	83	15	61	5	81	16	80	3	99	15	71	1	86	19	66	0	85	18	53	0	71	14	45	0	59
訂正 決定	11	97	0	108	5	111	1	117	8	78	0	86	5	20	0	25	0	35	1	36	1	58	0	59	4	53	0	57	0	47	0	47	3	32	0	35	1	29	0	30
不訂正 決定	59	86	6	151	34	57	4	95	24	45	2	71	22	34	2	58	15	26	4	45	15	21	2	38	11	18	1	30	19	19	0	38	15	21	0	36	13	16	0	29
請求 却下	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金 機構で 記録訂正	1	251	0	252	2	197	0	199	0	104	0	104	0	16	0	16	0	38	0	38	0	300	0	300	0	135	0	135	0	224	0	224	1	259	0	260	0	190	0	190
訂正請求の 取下げ等	3	35	1	39	4	31	0	35	1	19	0	20	4	11	0	15	1	9	0	10	0	21	1	22	4	10	0	14	1	12	0	13	4	19	0	23	5	12	0	17

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

年金記録の訂正に関する事業状況

(令和5年度事業状況及び令和6年度上期概況)

令和6年12月
厚生労働省年金局

年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況			
1 受付状況			
(1) 訂正請求の受付状況の概況	1	(3)－2 請求期間の月数別(制度別の状況)	18
(2) 制度別の受付件数	2	(4) 請求期間の分類(事案類型)別の訂正月数・不訂正月数	19
2 処理状況		(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	20
(1) 制度別・処理事案別の処理件数	3	3 日本年金機構段階の訂正状況	21
(2) 制度別・処理事案別の処理件数(推移)	4	4 訂正処理基準区分の内容	22
(3) 制度別・処理事案別の処理件数(内訳)	5	III その他の事業状況	
(4) 訂正手続きにおける記録訂正の推移	6	1 地方年金記録訂正審議会	23
3 処理中事案の状況	7	2 審査請求	25
4 処理期間の状況		3 訴訟	28
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	8	IV 事務実施体制	
(2) 機構処理事案に係る処理期間	8	1 事務執行体制	29
II 請求内容・処分の状況		2 諮問機関	30
1 請求者等の状況		3 関係条文	31
(1) 請求者区分別・被保険者の性別別	9	参考資料1 年金記録の訂正手続について	34
(2) 被保険者年齢階層別	10	参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	35
(3) 被保険者の区分別	11	参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	37
(4) 請求者住所地別	12	参考資料4 関連資料・周辺事情の状況	39
2 事案類型・請求期間等の状況		参考資料5 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理の実績	42
(1)－1 請求期間の分類(事案類型)別	13	参考資料6 処理事案の分析について	43
(1)－2 請求期間の分類(事案類型)別(訂正決定率)	14		
(2)－1 請求期間の(時期)別	15		
(2)－2 請求期間の(時期)別(制度別の状況)	16		
(3)－1 請求期間の月数別	17		

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和5年度の受付状況

- 令和5年度(令和5年4月から令和6年3月まで)の訂正請求の受付件数は5,454件であり、前年度同期(令和4年4月から令和5年3月まで)に比べて、485件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金5,225件(前年度同期比486件増)、国民年金224件(同5件増)、脱退手当金5件(同6件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示しているが、平成28年度以降は、概ね5千件前後で推移している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.8%となっている。

② 令和6年度上期の受付状況

- 令和6年度上期(令和6年4月から同年9月まで)における訂正請求の受付件数(速報値)は、1,902件であり、前年度同期の1,893件と比べて、9件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金1,790件(前年度同期比24件増)、国民年金110件(同13件減)、脱退手当金2件(同3件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

(件)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
厚生年金	7,368	(86.5 %)	4,818	(91.0 %)	4,206	(91.0 %)	3,061	(89.4 %)	4,216	(92.4 %)
（個別請求）	3,902	(45.8 %)	2,214	(41.8 %)	1,620	(35.1 %)	931	(27.2 %)	1,678	(36.8 %)
（一括請求）	3,466	(40.7 %)	2,604	(49.2 %)	2,586	(56.0 %)	2,130	(62.2 %)	2,538	(55.6 %)
国民年金	1,060	(12.4 %)	435	(8.2 %)	373	(8.1 %)	336	(9.8 %)	320	(7.0 %)
脱退手当金	88	(1.0 %)	39	(0.7 %)	42	(0.9 %)	28	(0.8 %)	29	(0.6 %)
合 計	8,516	(100.0 %)	5,292	(100.0 %)	4,621	(100.0 %)	3,425	(100.0 %)	4,565	(100.0 %)

- ・厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度上期 (速報値)	
厚生年金	4,998	(94.4 %)	5,743	(95.5 %)	4,739	(95.4 %)	5,225	(95.8 %)	1,790	(94.1 %)
（個別請求）	1,244	(23.5 %)	1,531	(25.5 %)	1,262	(25.4 %)	1,241	(22.8 %)	365	(19.2 %)
（一括請求）	3,754	(70.9 %)	4,212	(70.0 %)	3,477	(70.0 %)	3,984	(73.0 %)	1,425	(74.9 %)
国民年金	276	(5.2 %)	258	(4.3 %)	219	(4.4 %)	224	(4.1 %)	110	(5.8 %)
脱退手当金	20	(0.4 %)	12	(0.2 %)	11	(0.2 %)	5	(0.1 %)	2	(0.1 %)
合 計	5,294	(100.0 %)	6,013	(100.0 %)	4,969	(100.0 %)	5,454	(100.0 %)	1,902	(100.0 %)

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計			
厚生局処理事案	788	91	879	260	14	1,153	651	105	756	182	10	948	546	195	741	197	8	946	328	45	373	97	0	470
訂正決定	529	90	619	32	0	651	447	103	550	11	1	562	361	193	554	10	0	564	206	45	251	4	0	255
(全期間訂正)	431	88	519	23	0	542	376	100	476	10	1	487	282	181	463	6	0	469	158	40	198	3	0	201
(一部期間訂正)	98	2	100	9	0	109	71	3	74	1	0	75	79	12	91	4	0	95	48	5	53	1	0	54
不訂正決定	259	1	260	226	14	500	203	2	205	171	9	385	185	2	187	186	8	381	121	0	121	92	0	213
請求却下	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	2
機構処理事案	523	4,386	4,909	3	0	4,912	532	2,758	3,290	4	0	3,294	540	3,390	3,930	3	0	3,933	159	1,547	1,706	0	0	1,706
処理事案合計	1,311	4,477	5,788	263	14	6,065	1,183	2,863	4,046	186	10	4,242	1,086	3,585	4,671	200	8	4,879	487	1,592	2,079	97	0	2,176
訂正請求の取下げ等	176	106	282	27	1	310	139	73	212	14	1	227	167	144	311	33	1	345	62	59	121	16	0	137
【参考:別掲】																								
機構処理事案 (一部期間訂正)	57	17	74				44	16	60				68	18	86									

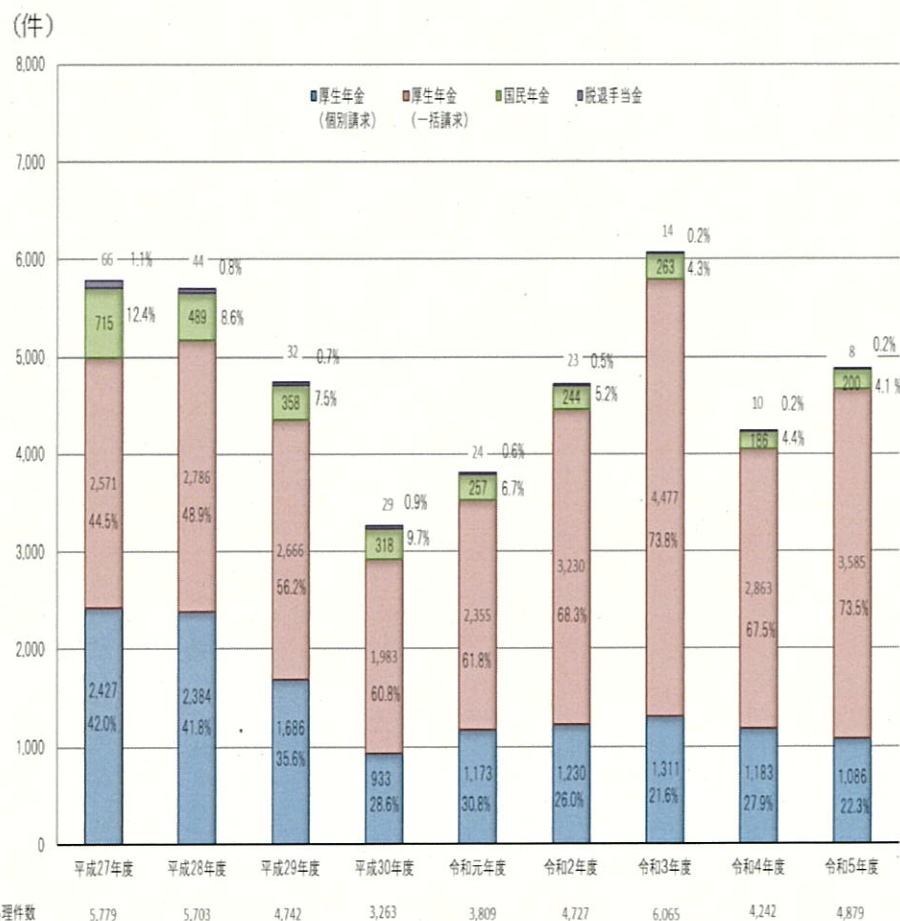
- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

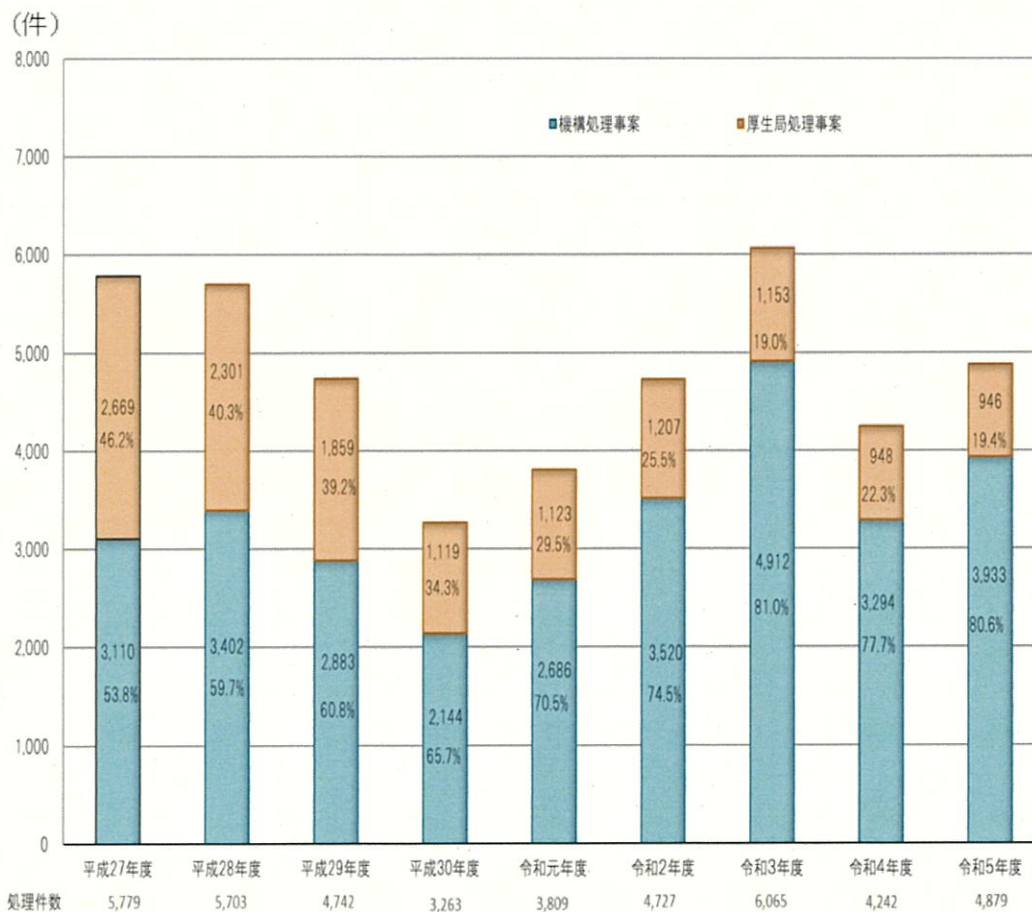
2 処理状況

(2) 制度別・処理事案別の処理件数(推移)

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

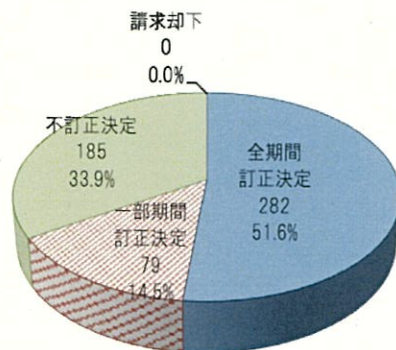
2 処理状況

(3) 制度別・処理事案別の処理件数(内訳)

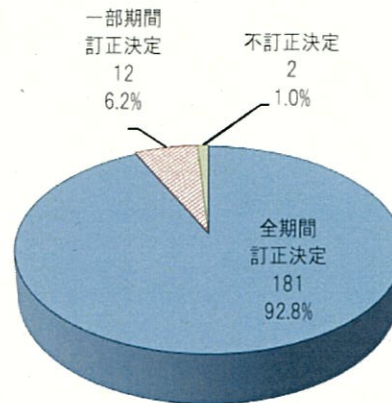
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈令和5年度〉

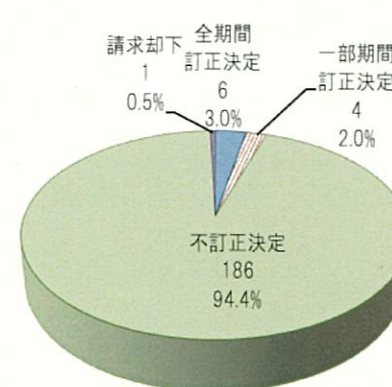
〔厚生年金(個別請求)〕



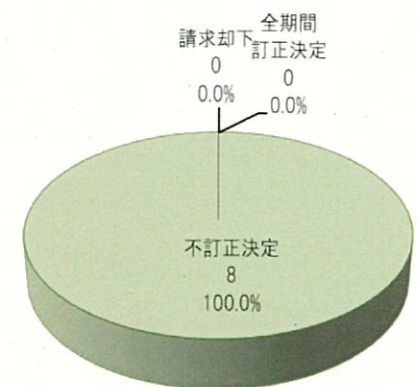
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



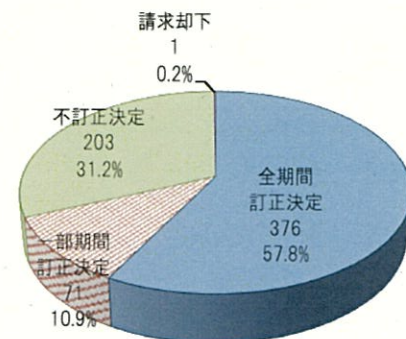
〔脱退手当金〕



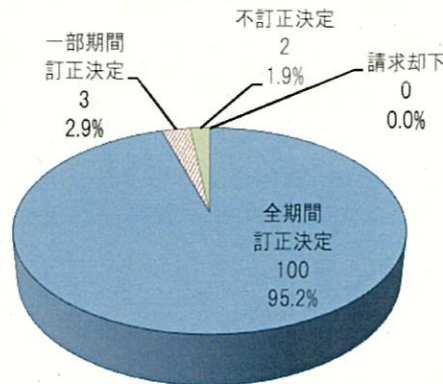
(件)

〈参考: 令和4年度〉

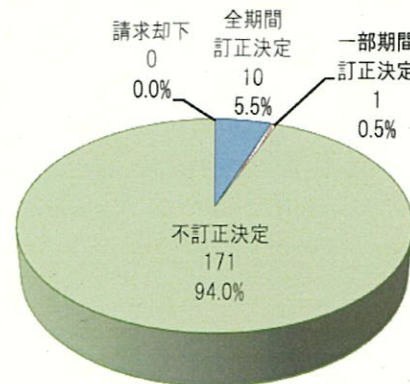
〔厚生年金(個別請求)〕



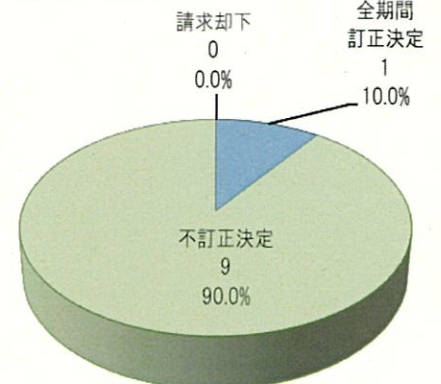
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



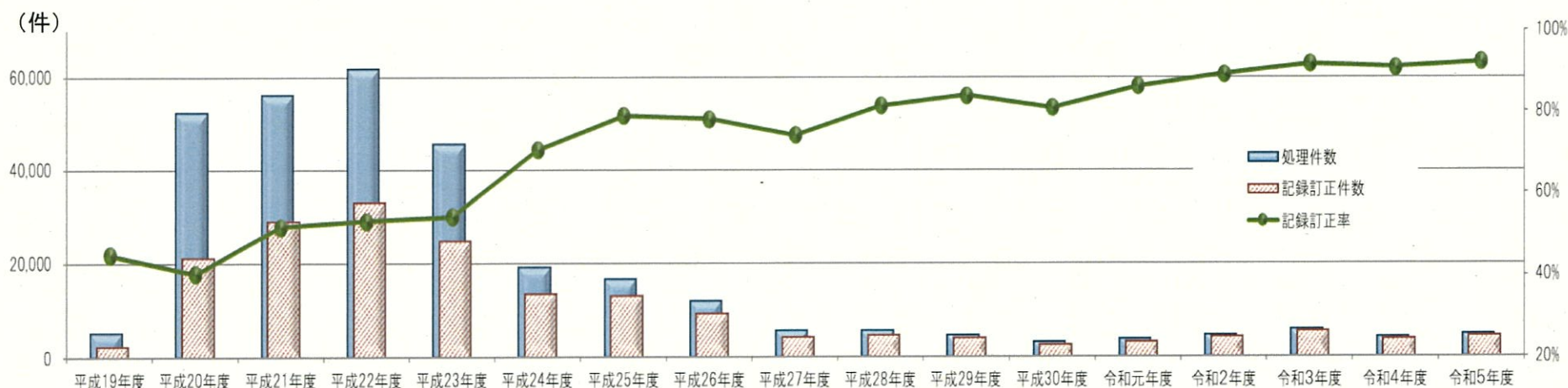
(件)

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(4) 訂正手続における記録訂正の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065	4,242	4,879
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563	3,856	4,497
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651	562	564
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912	3,294	3,933
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%	90.9%	92.2%



- 注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
 2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあつせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
 3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

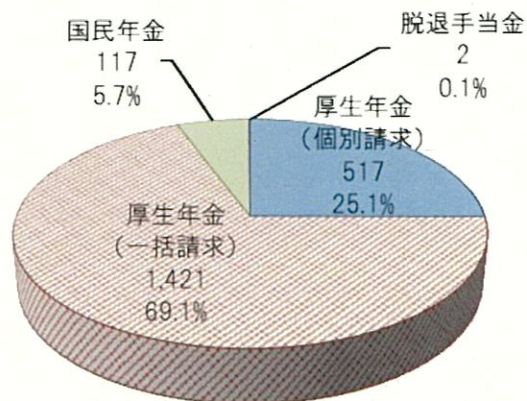
I 訂正請求の受付・処理状況

3 処理中事案の状況

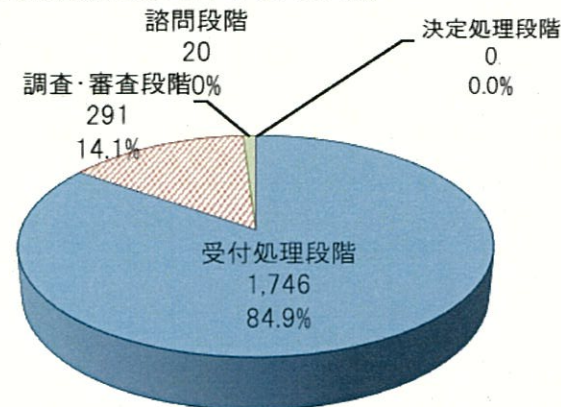
○ 処理中事案件数(令和5年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計	(参考) 令和4年度末 合 計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	15,623	28,751	44,374	3,501	274	48,149	42,694
② 処理件数	13,390	26,507	39,897	3,029	249	43,175	38,299
③ 請求取下げ等の累計	1,716	823	2,539	355	23	2,917	2,572
処理中事案件数 (① - (② + ③))	517	1,421	1,938	117	2	2,057	1,823
日本年金機構の受付処理段階	292	1,391	1,683	61	2	1,746	1,493
地方厚生(支)局の調査・審査段階	212	30	242	49	0	291	308
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	13	0	13	7	0	20	22
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 令和4年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	216.5 日	356.4 日	253.3 日	211.5 日	251.3 日	244.6 日	143 日	202.9 日
ア 機構受付処理期間	107.6 日	194.3 日	130.4 日	110.3 日	154.8 日	126.5 日	40 日	91.6 日
イ 厚生局処理期間	108.9 日	162.1 日	122.9 日	101.2 日	96.5 日	118.1 日	103 日	111.4 日
② 機構訂正処理期間	39.3 日	28.7 日	35.6 日	49.7 日	0 日	35.9 日	25 日	46.9 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和5年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
 注2 「② 機構訂正処理期間」は、令和5年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

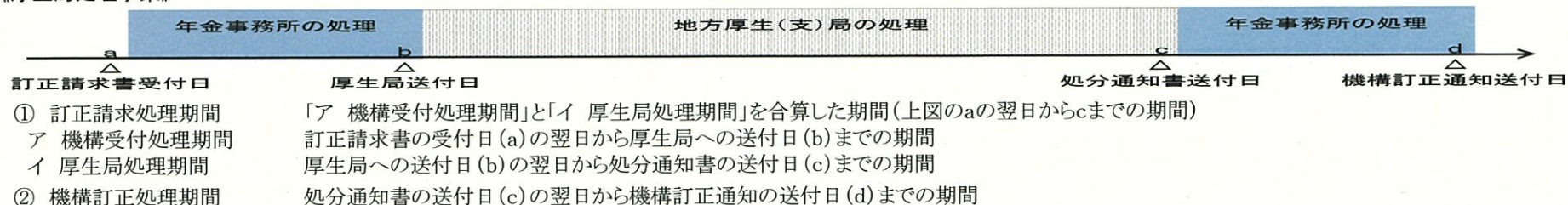
(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和4年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	75.0 日	87.1 日	85.3 日	91.0 日	-	85.3 日	74.1 日

注 処理期間は、令和5年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



《機構処理事案》

③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者の性別別

(件)

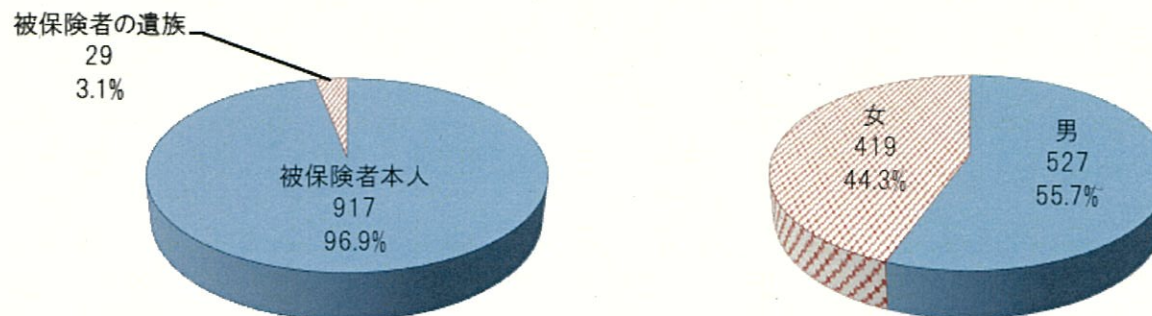
	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	422	300	722	17	2	19	439	302	741
（個別請求）	295	232	527	17	2	19	312	234	546
（一括請求）	127	68	195	0	0	0	127	68	195
国民年金	83	105	188	5	4	9	88	109	197
脱退手当金	0	7	7	0	1	1	0	8	8
合計	505	412	917	22	7	29	527	419	946

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む（以下同じ。）。

3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である（請求者（遺族）の性別ではない。）。

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(2) 被保険者年齢階層別

(件)

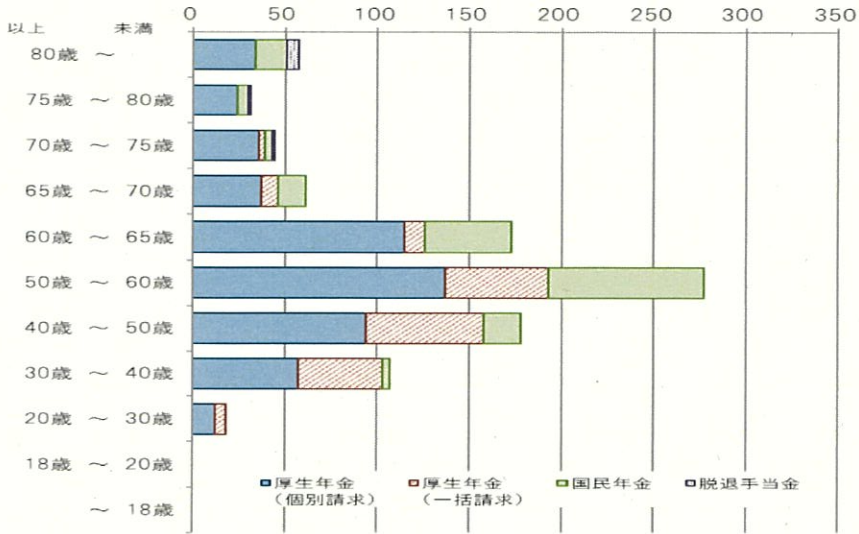
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳 ～	34	0	34	17	6	57
75歳 ～ 80歳	24	0	24	6	1	31
70歳 ～ 75歳	36	3	39	4	1	44
65歳 ～ 70歳	37	9	46	15	0	61
60歳 ～ 65歳	115	11	126	47	0	173
50歳 ～ 60歳	137	56	193	84	0	277
40歳 ～ 50歳	94	64	158	20	0	178
30歳 ～ 40歳	57	46	103	4	0	107
20歳 ～ 30歳	12	6	18	0	0	18
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0	0	0
合 計	546	195	741	197	8	946

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

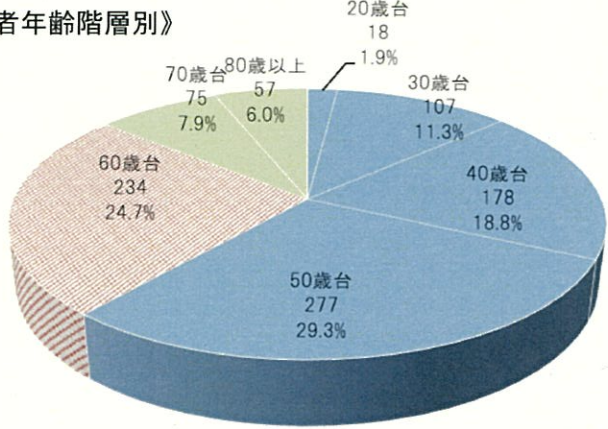
2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			
	被 保 険 者 等	裁定済み者	納付要件充足者	合 計
厚生年金	555	178	8	741
（個別請求）	374	164	8	546
（一括請求）	181	14	0	195
国民年金	146	45	6	197
脱退手当金	0	8	0	8
合 計	701	231	14	946
割 合	74.1%	24.4%	1.5%	100.0%

注 令和5年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- ・ 被保険者等
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- ・ 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- ・ 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	56	5	1	62 (5)
青森県	1	0	0	1 (45)
岩手県	4	3	0	7 (28)
宮城県	28	4	0	32 (10)
秋田県	3	1	0	4 (36)
山形県	4	1	0	5 (32)
福島県	12	0	1	13 (14)
茨城県	12	5	0	17 (13)
栃木県	9	3	1	13 (14)
群馬県	4	4	0	8 (23)
埼玉県	80	15	1	96 (2)
新潟県	8	1	0	9 (20)
山梨県	1	1	0	2 (42)
長野県	6	3	0	9 (20)
千葉県	41	9	0	50 (6)
東京都	106	45	0	151 (1)
神奈川県	68	19	0	87 (3)
富山県	3	1	0	4 (36)
石川県	3	0	0	3 (39)
岐阜県	10	3	0	13 (14)
静岡県	46	4	0	50 (6)
愛知県	32	7	1	40 (8)
三重県	2	6	0	8 (23)
福井県	1	0	0	1 (45)
滋賀県	7	1	0	8 (23)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	16	2	0	18 (12)
大阪府	52	15	1	68 (4)
兵庫県	13	11	1	25 (11)
奈良県	6	0	0	6 (29)
和歌山県	6	2	0	8 (23)
鳥取県	2	0	0	2 (42)
島根県	3	2	0	5 (32)
岡山県	9	1	0	10 (19)
広島県	5	3	0	8 (23)
山口県	9	3	0	12 (17)
徳島県	2	1	0	3 (39)
香川県	0	0	0	0 (47)
愛媛県	8	3	0	11 (18)
高知県	3	0	0	3 (39)
福岡県	32	4	0	36 (9)
佐賀県	3	2	0	5 (32)
長崎県	4	1	1	6 (29)
熊本県	4	2	0	6 (29)
大分県	8	1	0	9 (20)
宮崎県	2	0	0	2 (42)
鹿児島県	3	1	0	4 (36)
沖縄県	3	2	0	5 (32)
海外居住	1	0	0	1
合 計	741	197	8	946

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ()内は、合計件数の降順位である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1)－1 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事 案 類 型	令 和 4 年 度					令 和 5 年 度				
	請求件数 (制度別割合)	訂 正 決 定			不訂正決定	請求件数 (制度別割合)	訂 正 決 定			不訂正決定
		全 期 間	一 部 期 間	計			全 期 間	一 部 期 間	計	
厚生年金	1,948 (100.0%)	1,413	43	1,456	492	1,770 (100.0%)	1,291	58	1,349	421
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,421 (72.9%)	1,199	0	1,199	222	1,246 (70.4%)	1,089	0	1,089	157
② 被保険者期間に係る訂正請求	354 (18.2%)	111	13	124	230	296 (16.7%)	76	19	95	201
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	171 (8.8%)	103	30	133	38	221 (12.5%)	126	37	163	58
④ その他の訂正請求	2 (0.1%)	0	0	0	2	7 (0.4%)	0	2	2	5
国民年金	343 (100.0%)	11	1	12	331	328 (100.0%)	8	2	10	318
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	294 (85.7%)	9	1	10	284	281 (85.7%)	7	2	9	272
⑥ 免除期間に係る訂正請求	43 (12.5%)	0	0	0	43	34 (10.4%)	0	0	0	34
⑦ その他の訂正請求	6 (1.7%)	2	0	2	4	13 (4.0%)	1	0	1	12
脱退手当金	12 (100.0%)	2	0	2	10	8 (100.0%)	0	0	0	8
⑧ 支給期間の全期間訂正	12 (100.0%)	2	0	2	10	8 (100.0%)	0	0	0	8
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0 (0.0%)	0	0	0	0	0 (0.0%)	0	0	0	0
合 計	2,303	1,426	44	1,470	833	2,106	1,299	60	1,359	747

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

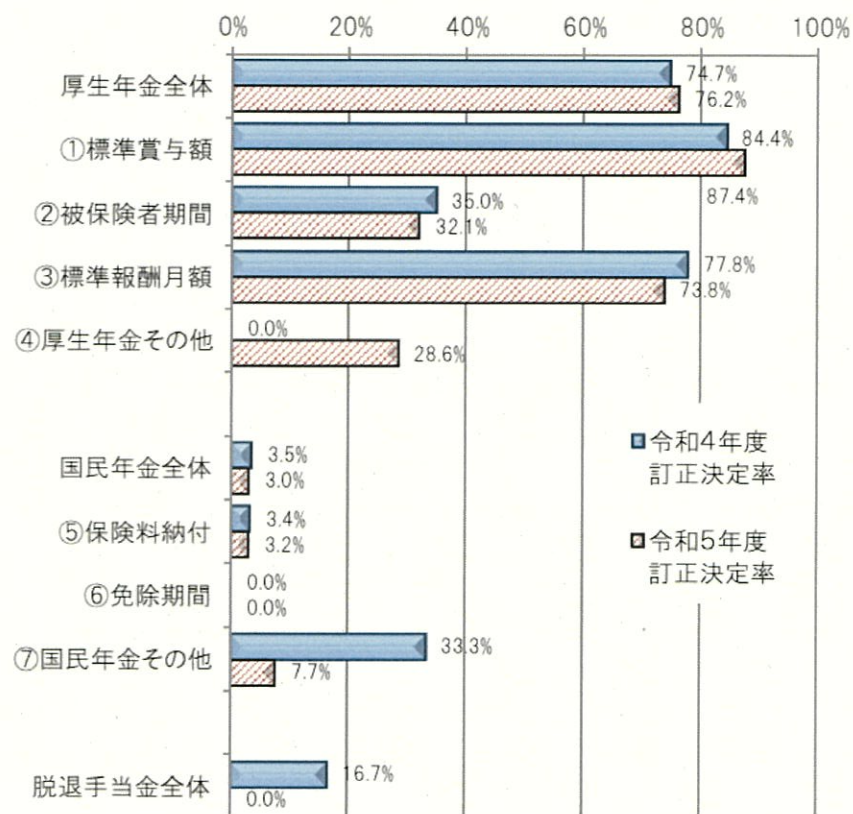
3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) -2 請求期間の分類(事案類型)別(訂正決定率)

《事案類型別の訂正決定率》



《参考：事案類型の内容》

事案類型	事案類型の内容
厚生年金	
① 標準賞与額に係る訂正請求	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	
⑧ 支給期間の全期間訂正	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	

注 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(一部期間訂正を含む。)の割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(2)－1 請求期間(時期)別

(件)

	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合 計		
	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降 以前												
～ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月 ～ 昭和20年12月	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5
昭和21年1月 ～ 昭和25年12月	1	9	10	0	0	0	0	0	0	1	9	10
昭和26年1月 ～ 昭和30年12月	0	6	6	0	0	0	0	3	3	0	9	9
昭和31年1月 ～ 昭和36年3月	1	7	8	0	0	0	0	2	2	1	9	10
昭和36年4月 ～ 昭和41年3月	1	5	6	1	8	9	0	2	2	2	15	17
昭和41年4月 ～ 昭和46年3月	0	5	5	0	5	5	0	1	1	0	11	11
昭和46年4月 ～ 昭和51年3月	3	9	12	2	10	12	0	0	0	5	19	24
昭和51年4月 ～ 昭和56年3月	3	19	22	0	25	25	0	0	0	3	44	47
昭和56年4月 ～ 昭和61年3月	14	52	66	0	63	63	0	0	0	14	115	129
昭和61年4月 ～ 平成3年3月	27	36	63	5	69	74	0	0	0	32	105	137
平成3年4月 ～ 平成8年12月	24	38	62	2	34	36	0	0	0	26	72	98
平成9年1月 ～ 平成15年3月	21	28	49	0	45	45	0	0	0	21	73	94
平成15年4月 ～ 平成20年3月	196	78	274	0	16	16	0	0	0	196	94	290
平成20年4月 ～ 平成25年3月	308	58	366	0	7	7	0	0	0	308	65	373
平成25年4月 ～ 平成30年3月	489	49	538	0	6	6	0	0	0	489	55	544
平成30年4月 ～ 令和5年3月	259	17	276	0	3	3	0	0	0	259	20	279
令和5年4月 ～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,348	420	1,768	10	291	301	0	8	8	1,358	719	2,077

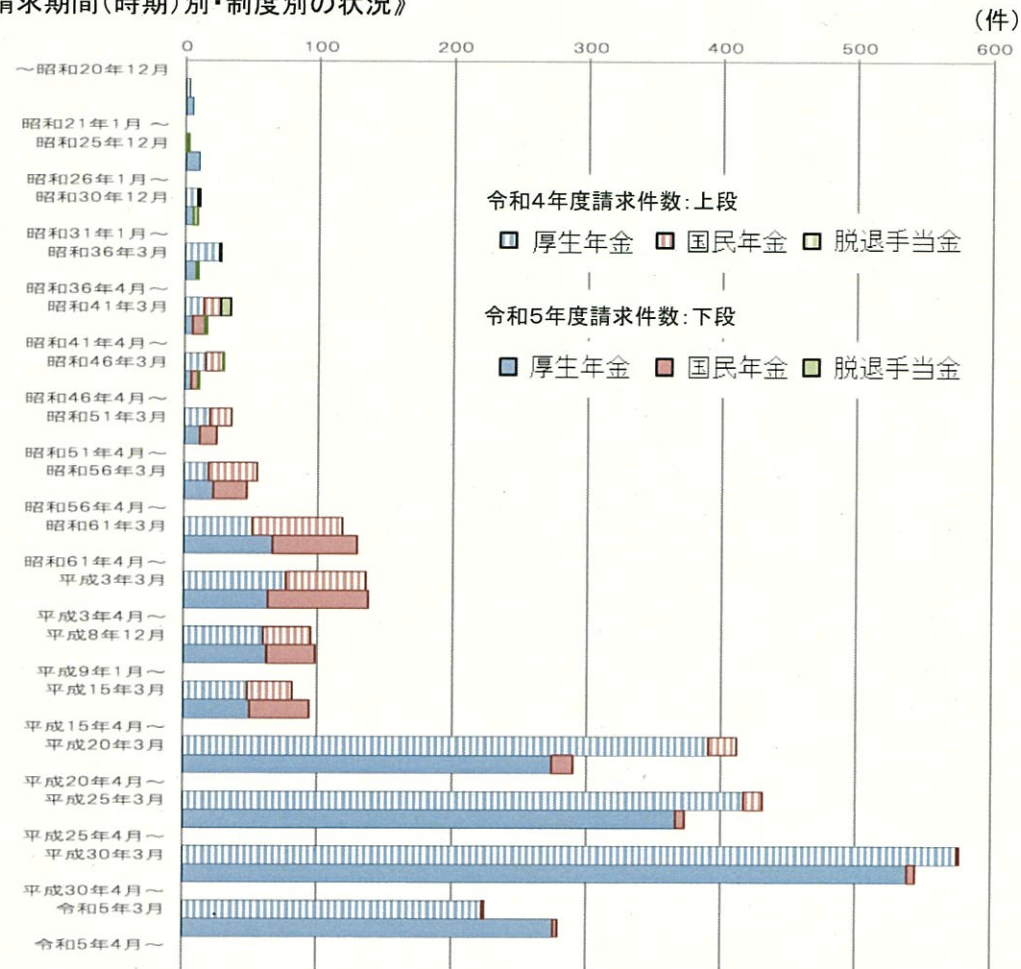
- 注1 令和5年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。
 3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。
 4 請求期間(時期)は、請求期間の始期による。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

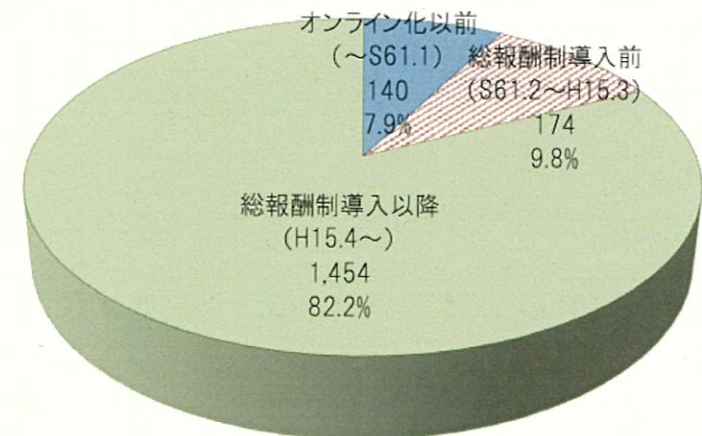
2 事案類型・請求期間の状況

(2)－2 請求期間(時期)別(制度別の状況)

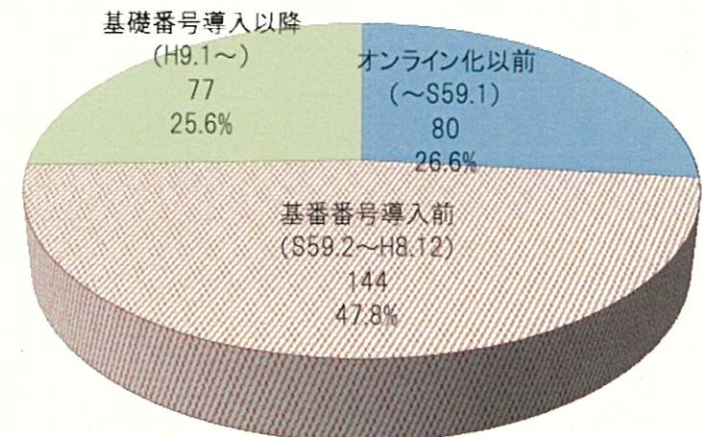
《請求期間(時期)別・制度別の状況》



《参考1: 厚生年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



《参考2: 国民年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(3)－1 請求期間の月数別

			厚生年金			国民年金			脱退手当金			合 計			(件)
			訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	
以上	未満														
	1か月		1,134	213	1,347	2	26	28	0	0	0	1,136	239	1,375	
	2か月		6	11	17	1	12	13	0	0	0	7	23	30	
	3か月		10	10	20	2	15	17	0	0	0	12	25	37	
4か月	～	6か月	14	14	28	0	11	11	0	0	0	14	25	39	
6か月	～	9か月	8	19	27	1	30	31	0	0	0	9	49	58	
9か月	～	12か月	15	21	36	1	23	24	0	0	0	16	44	60	
12か月	～	18か月	59	31	90	2	36	38	0	0	0	61	67	128	
18か月	～	24か月	11	12	23	1	14	15	0	0	0	12	26	38	
24か月	～	30か月	40	20	60	0	29	29	0	0	0	40	49	89	
30か月	～	36か月	11	8	19	0	13	13	0	1	1	11	22	33	
36か月	～	42か月	3	8	11	0	17	17	0	0	0	3	25	28	
42か月	～	48か月	5	9	14	0	10	10	0	1	1	5	20	25	
48か月	～	54か月	4	5	9	0	13	13	0	0	0	4	18	22	
54か月	～	60か月	1	5	6	0	4	4	0	0	0	1	9	10	
60か月	～		27	34	61	0	38	38	0	6	6	27	78	105	
不	明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合	計		1,348	420	1,768	10	291	301	0	8	8	1,358	719	2,077	
平	均	月 数	24.2月	28.4月	26.3月	7.1月	31.0月	30.2月	0.0月	79.8月	79.8月	23.6月	30.5月	28.2月	

注1 令和5年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)

3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,246件)を含む。

4 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

5 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

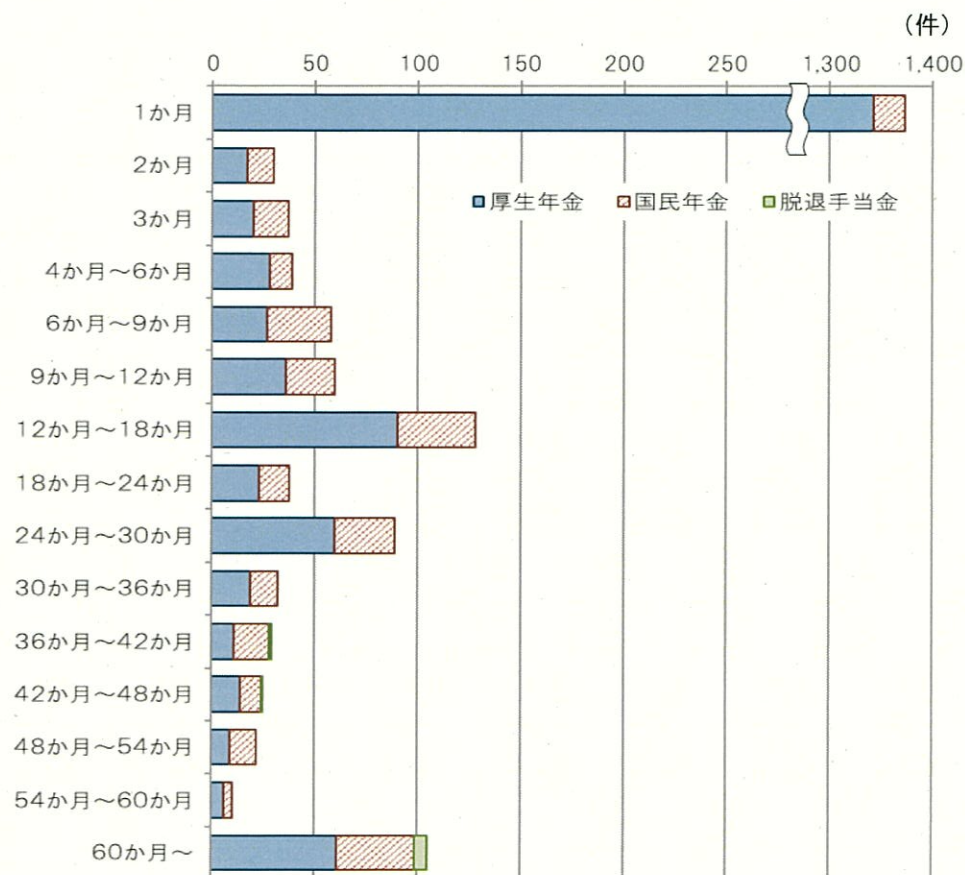
6 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

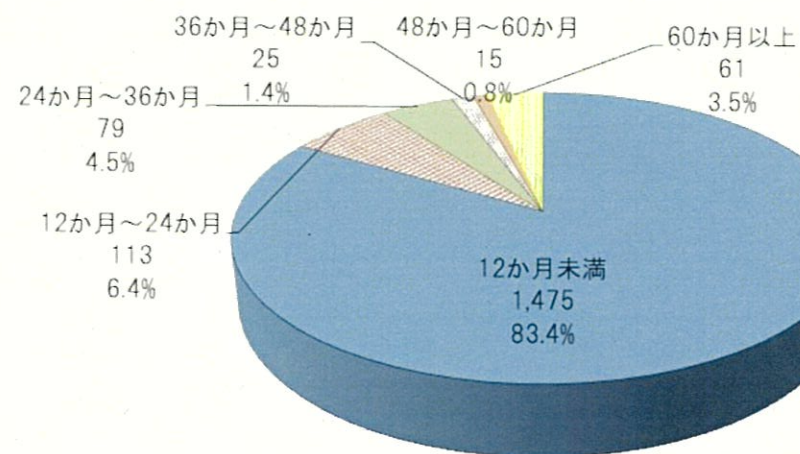
2 事案類型・請求期間の状況

(3)－2 請求期間の月数別(制度別の状況)

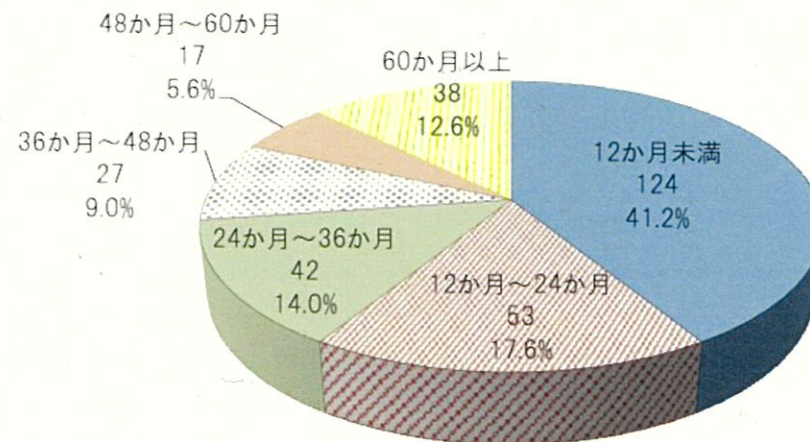
《請求期間の月数別・制度別の状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(4) 請求期間の分類(事案類型)別の訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月 数)
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	6,302月	4.7月	236月	8,687月	18.1月	353月	14,989月
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,089月	1.0月	1月	157月	1.0月	1月	1,246月
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,056月	11.1月	159月	5,752月	26.1月	311月	6,808月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	4,134月	25.4月	236月	2,554月	26.9月	353月	6,688月
④ その他の訂正請求	23月	11.5月	18月	224月	32.0月	120月	247月
国民年金	56月	5.6月	12月	10,027月	31.3月	339月	10,083月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	55月	6.1月	12月	8,967月	32.7月	339月	9,022月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0月	0.0月	0月	769月	22.6月	118月	769月
⑦ その他の訂正請求	1月	1.0月	1月	291月	24.3月	261月	292月
脱退手当金	0月	0.0月	0月	638月	79.8月	131月	638月
⑧ 支給期間の全期間訂正	0月	0.0月	0月	638月	79.8月	131月	638月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	0月	0.0月	0月	0月
合 計	6,358月	4.7月	236月	19,352月	24.0月	353月	25,710月

注1 令和5年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

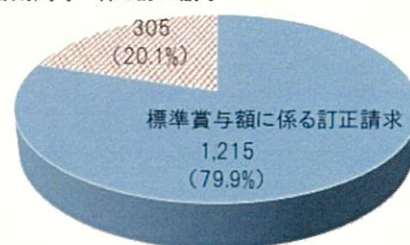
	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	145	48	193	1,048	0	1,048	1,193	48	1,241
厚年法第75条ただし書き該当	17	8	25	1	0	1	18	8	26
厚年法第75条本文その他該当	41	46	87	166	0	166	207	46	253
合 計	203	102	305	1,215	0	1,215	1,418	102	1,520

注1 厚生年金事案に係る令和5年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

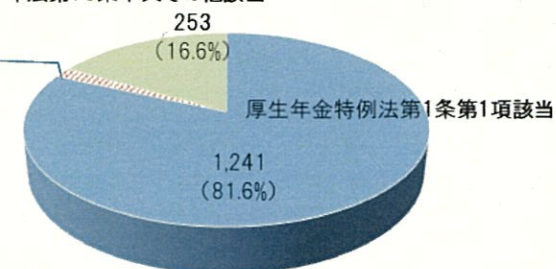
《厚生年金適用法別の訂正状況》

被保険者期間等に係る訂正請求



厚年法第75条本文その他該当

厚年法第75条ただし書き該当
26
(1.7%)



• 厚生年金の適用法の内容

① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

② 厚年法第75条ただし書き該当

請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。

③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和5年度)

(件)

訂 正 処 理 基 準 区 分	処理件数	(割合)	(制度別割合)
厚生年金	4,061	(99.9%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 資格喪失日が不明である事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案	3,930	(96.7%)	<96.8%>
⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案	10	(0.2%)	<0.2%>
⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案	121	(3.0%)	<3.0%>
国民年金	3	(0.1%)	<100.0%>
⑨ 関連資料がある事案	2	(0.0%)	<66.7%>
⑩ 関連資料がない事案	1	(0.0%)	<33.3%>
脱退手当金(⑪)	0	(0.0%)	<0.0%>
合 計	4,064	(100.0%)	—

注1 令和5年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 訂正処理基準区分の内容

・ 訂正処理基準区分の内容

① 不適正な遡及処理事案の同僚事案

訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること

② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案

全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること

③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること

※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている

b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている

c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている

④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案

年金事務所等において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること

⑤ 資格喪失日が不明である事案

年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること

⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1号該当)

事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること

⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2号該当)

転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること

⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3号該当)

事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること(⑥及び⑦に該当するものを除く)

⑨ 関連資料がある事案

国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること

⑩ 関連資料がない事案

関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること

⑪ 脱退手当金

本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和5年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(35)
部会開催回数	18	21	98	29	108	43	43	62	17	9	36	484
審議件数	58	47	128	46	227	72	118	134	36	17	65	948
厚生年金	52	37	92	37	184	53	96	102	26	13	49	741
国民年金	5	9	34	9	43	19	21	30	10	4	15	199
脱退手当金	1	1	2	0	0	0	1	2	0	0	1	8

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(令和5年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

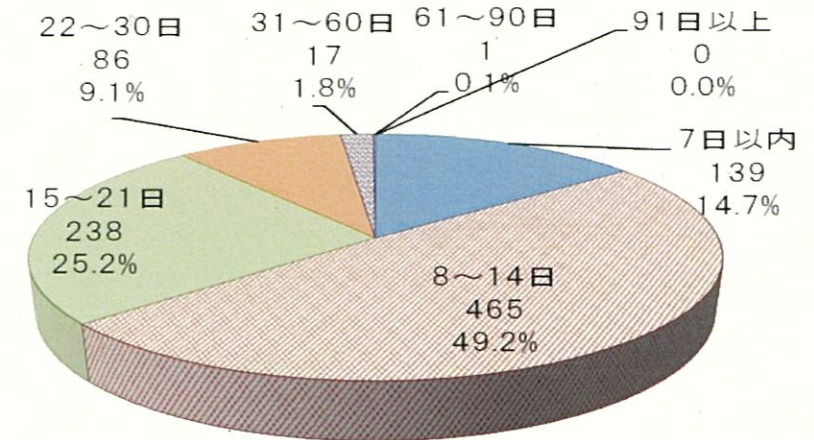
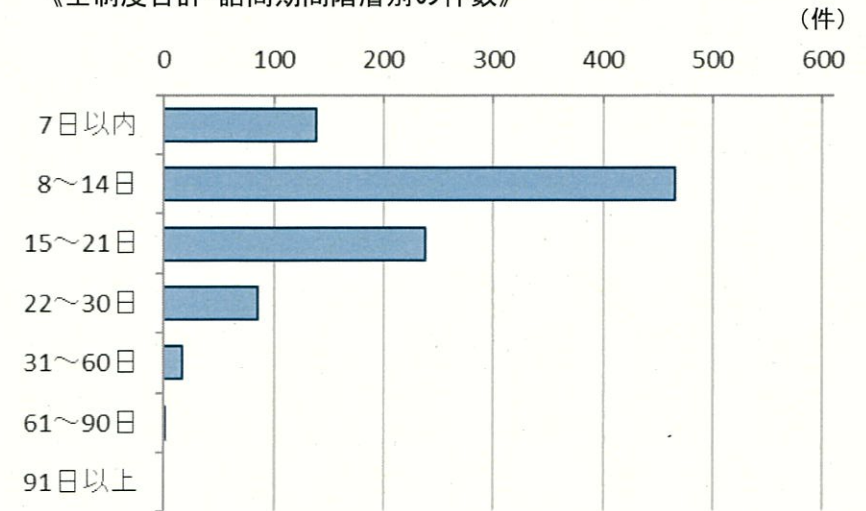
(3) 諮問期間の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
7 日 以 内	116	23	0	139
8日 ～ 14日	375	83	7	465
15日 ～ 21日	175	62	1	238
22日 ～ 30日	65	21	0	86
31日 ～ 60日	10	7	0	17
61日 ～ 90日	0	1	0	1
91 日 以 上	0	0	0	0
合 計	741	197	8	946
平 均 日 数	13.3 日	14.8 日	11.8 日	13.6 日

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。

2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》



Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77	24	27	5	56
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141	34	24	3	61
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134	28	24	3	55
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6	5	0	0	5
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4	0	0	0	0

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度上期 (令和6年9月末現在)				平成27年4月～令和6年9月(累計)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	35	23	2	60	32	12	3	47	24	19	2	45	10	12	0	22	428	315	58	801
裁決	26	29	6	61	35	16	4	55	29	17	3	49	16	10	0	26	404	297	58	759
認容	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	8	0	1	9
棄却	22	29	5	56	26	16	4	46	26	17	3	46	14	10	0	24	357	281	57	695
却下	3	0	0	3	8	0	0	8	2	0	0	2	2	0	0	2	39	16	0	55
取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	3	0	1	0	1	15	8	0	23

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

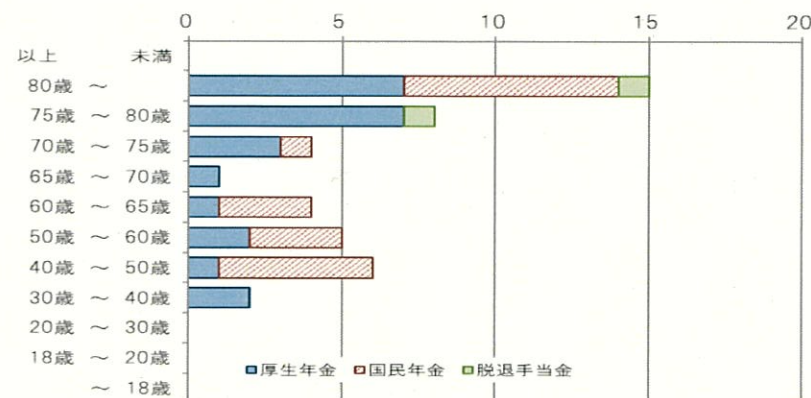
(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以上 未満				
80歳 ～	7	7	1	15
75歳 ～ 80歳	7	0	1	8
70歳 ～ 75歳	3	1	0	4
65歳 ～ 70歳	1	0	0	1
60歳 ～ 65歳	1	3	0	4
50歳 ～ 60歳	2	3	0	5
40歳 ～ 50歳	1	5	0	6
30歳 ～ 40歳	2	0	0	2
20歳 ～ 30歳	0	0	0	0
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0
合 計	24	19	2	45

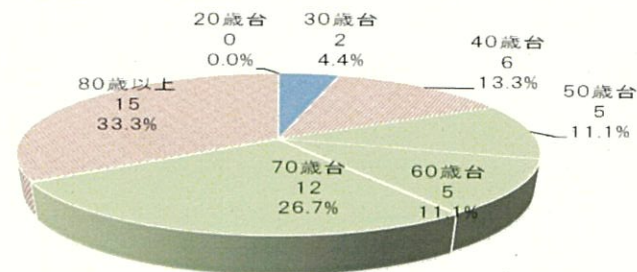
注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である
(被保険者が死亡している場合も同じ。)

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別の状況》



(3) 被保険者の区分別

(件)

	請求者の区分			合 計
	被 保 険 者 等	裁定済み者	納付要件充足者	
厚生年金	5	17	2	24
国民年金	10	8	1	19
脱退手当金	0	2	0	2
合計	15	27	3	45
割 合	33.3%	60.0%	6.7%	100.0%

・被保険者等

現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等(「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者)

・裁定済み者

訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)

・納付要件充足者

訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事 案 類 型	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		事 案 類 型 の 内 容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	71	(100.0%)	75	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1	(1.4%)	15	(20.0%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	58	(81.7%)	41	(54.7%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	10	(14.1%)	13	(17.3%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	2	(2.8%)	6	(8.0%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	26	(100.0%)	40	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	24	(92.3%)	22	(55.0%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	1	(3.8%)	13	(32.5%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	1	(3.8%)	5	(12.5%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	4	(100.0%)	2	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	4	(100.0%)	2	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合 計	101		117		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (② + (③ + ④))	51	19	8	78
② 令和4年度までの提訴	47	19	8	74
③ 令和5年度における提訴	3	0	0	3
④ 令和6年度上期における提訴	1	0	0	1
事案類型	・被保険者期間 34件 ・標準報酬月額 18件 ・その他 2件 ※重複事案あり			・全期間 7件 ・一部期間 1件
請求の趣旨				
原処分の取消	33	13	5	51
原処分及び裁決の取消	10	3	3	16
裁決の取消	2	1	0	3
その他	6	2	0	8

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和5年度までに提訴された訴訟事件と令和6年4月1日から令和6年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 「原処分の取消」及び「原処分及び裁決の取消」には、併せて年金の給付等について請求をしているものも含まれる。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	36	11	7	54
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	30	11	7	48
審査請求なし	15	8	1	24

(3) 判決・係争の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数 注2)	42	16	7	65
⑥ 取下げ件数 注3)	5	1	1	7
令和6年度上期末時点において係争中 (① - (⑤ + ⑥)) 注4)	4	2	0	6

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和6年度上期末時点において係争中」は、令和6年度上期末(令和6年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。

IV 事務実施体制

1 事務執行体制

処 理 機 関	所 管 業 務	権 限 の 委 任 等	執 行 体 制
厚生労働大臣	- 原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更 - 社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務 - 訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	- 訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務 - 地方年金記録訂正審議会の庶務	次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項) - 訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号) - 訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2)	- 地方厚生(支)局に年金審査課を設置 - 関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置
日本年金機構	- 訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集 - 日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正	- 訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2) - 日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

IV 事務実施体制

2 諮問機関

諮 問 機 関	所 掌 事 務	諮 問 機 関 の 読 替	体 制 ・ 構 成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するときに、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	—	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10名により構成
地方年金記録訂正審議会	- 訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する - 上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	- 地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で124名)により構成 - 審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で30部会)を設置 - 四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の担当部会(10部会)を設置 (令和6年4月現在)

IV 事務実施体制

3 関係条文

(1) 厚生年金保険法等

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項 の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項 の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

IV 事務実施体制

3 関係条文

(2) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律等

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当すると社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)

(法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第二十二条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第二十七条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

一 事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

二 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料(同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思表示をしている場合

三 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

IV 事務実施体制

3 関係条文

(3) 国民年金法等

国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九十九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九十九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項(同条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第一百三十三条 法第九十九条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

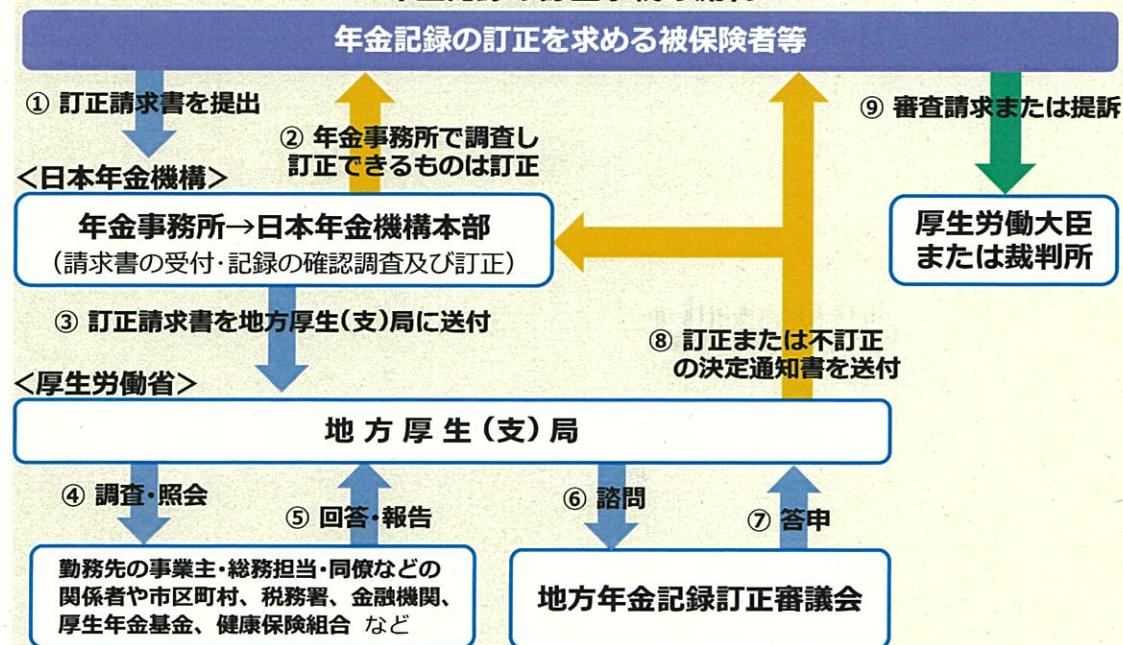
一 法第八十八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料1 年金記録の訂正手続について

○ 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。

○ このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。

年金記録の訂正手続の流れ



(訂正手続の流れ)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる被保険者等は、年金事務所に訂正請求書を提出
- ② 年金事務所において記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所等で速やかに記録を訂正。年金受給権者の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更
- ③ 年金事務所で記録訂正できないものは、日本年金機構本部を経由し、地方厚生(支)局に送付
- ④・⑤ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を実施
- ⑥・⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において審議
- ⑧ 地方厚生(支)局長は地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正（不訂正）を決定
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

1 令和5年度の訂正請求の受付・処理状況

(件)															
件数の区分	令和4年度計	令和5年										令和6年			令和5年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	4,969	212	310	480	250	309	331	378	393	478	311	632	1,370	5,454	
厚生年金	4,739	193	296	455	226	283	312	354	376	464	292	620	1,354	5,225	
（個別請求）	1,262	73	131	123	100	85	86	96	165	89	97	101	95	1,241	
（一括請求）	3,477	120	165	332	126	198	226	258	211	375	195	519	1,259	3,984	
国民年金	219	19	13	24	22	26	19	24	17	13	19	12	16	224	
脱退手当金	11	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	5	
処理件数	4,242	396	373	360	256	282	430	282	346	289	530	385	950	4,879	
厚生年金	4,046	382	351	347	239	269	405	262	338	274	514	369	921	4,671	
（個別請求）	1,183	95	79	127	87	92	100	72	75	113	77	78	91	1,086	
（一括請求）	2,863	287	272	220	152	177	305	190	263	161	437	291	830	3,585	
国民年金	186	14	21	12	17	12	25	19	6	15	16	16	27	200	
脱退手当金	10	0	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	2	8	
地方厚生(支)局で処理	948	55	65	152	72	55	93	57	66	88	61	74	108	946	
厚生年金	756	42	43	139	55	42	68	37	58	73	46	58	80	741	
（個別請求）	651	36	41	65	45	38	56	36	48	59	33	30	59	546	
（一括請求）	105	6	2	74	10	4	12	1	10	14	13	28	21	195	
国民年金	182	13	21	12	17	12	25	19	6	15	15	16	26	197	
脱退手当金	10	0	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	2	8	
日本年金機構で記録訂正	3,294	341	308	208	184	227	337	225	280	201	469	311	842	3,933	
厚生年金	3,290	340	308	208	184	227	337	225	280	201	468	311	841	3,930	
（個別請求）	532	59	38	62	42	54	44	36	27	54	44	48	32	540	
（一括請求）	2,758	281	270	146	142	173	293	189	253	147	424	263	809	3,390	
国民年金	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訂正請求の取下げ等	227	20	44	28	38	25	37	32	18	19	20	30	34	345	
厚生年金	212	17	43	25	34	21	32	26	14	18	19	29	33	311	
（個別請求）	139	10	19	16	26	13	11	16	10	9	10	12	15	167	
（一括請求）	73	7	24	9	8	8	21	10	4	9	9	17	18	144	
国民年金	14	2	1	3	4	4	5	6	4	1	1	1	1	33	
脱退手当金	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

3 令和5年度計は、令和5年4月から令和6年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

2 令和6年度上半期の訂正請求の受付・処理状況

(件)														
件数の区分	令和6年									令和7年			令和6年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	335	385	232	247	370	333	-	-	-	-	-	-	1,902	50,052
厚生年金	318	369	207	227	353	316	-	-	-	-	-	-	1,790	46,165
(個別請求)	77	66	51	50	53	68	-	-	-	-	-	-	365	15,989
(一括請求)	241	303	156	177	300	248	-	-	-	-	-	-	1,425	30,176
国民年金	16	15	25	20	17	17	-	-	-	-	-	-	110	3,611
脱退手当金	1	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	2	276
処理件数	330	518	318	435	381	194	-	-	-	-	-	-	2,176	45,350
厚生年金	320	503	296	417	367	176	-	-	-	-	-	-	2,079	41,975
(個別請求)	55	116	84	85	85	62	-	-	-	-	-	-	487	14,275
(一括請求)	265	387	212	332	282	114	-	-	-	-	-	-	1,592	27,700
国民年金	10	15	22	18	14	18	-	-	-	-	-	-	97	3,126
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	249
地方厚生(支)局で処理	38	98	85	85	87	77	-	-	-	-	-	-	470	13,771
厚生年金	28	83	63	67	73	59	-	-	-	-	-	-	373	10,482
(個別請求)	26	73	58	64	67	40	-	-	-	-	-	-	328	9,219
(一括請求)	2	10	5	3	6	19	-	-	-	-	-	-	45	1,263
国民年金	10	15	22	18	14	18	-	-	-	-	-	-	97	3,045
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	244
日本年金機構で記録訂正	292	420	233	350	294	117	-	-	-	-	-	-	1,706	31,579
厚生年金	292	420	233	350	294	117	-	-	-	-	-	-	1,706	31,493
(個別請求)	29	43	26	21	18	22	-	-	-	-	-	-	159	4,657
(一括請求)	263	377	207	329	276	95	-	-	-	-	-	-	1,547	26,836
国民年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	81
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	5
訂正請求の取下げ等	30	20	29	22	11	25	-	-	-	-	-	-	137	3,056
厚生年金	29	18	26	18	9	21	-	-	-	-	-	-	121	2,661
(個別請求)	11	11	13	9	8	10	-	-	-	-	-	-	62	1,779
(一括請求)	18	7	13	9	1	11	-	-	-	-	-	-	59	882
国民年金	1	2	3	4	2	4	-	-	-	-	-	-	16	371
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	24

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 令和6年度計は、令和6年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和6年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和6年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

1 令和5年度の訂正請求の受付・処理状況(年月別)

(件)

処 分 の 区 分	令和4 年度計	令和5年										令和6年			令和5 年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂 正 決 定	562	25	31	125	42	30	53	26	36	51	34	51	60	564	
厚生年金	550	25	28	124	40	30	53	26	36	49	34	49	60	554	
（個別請求）	447	20	26	50	31	26	41	25	26	35	21	21	39	361	
（一括請求）	103	5	2	74	9	4	12	1	10	14	13	28	21	193	
国民年金	11	0	3	1	2	0	0	0	0	2	0	2	0	10	
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全 期 間 訂 正	487	21	24	109	33	25	47	17	31	44	26	45	47	469	
厚生年金	476	21	22	109	32	25	47	17	31	43	26	43	47	463	
（個別請求）	376	16	22	39	25	21	35	16	21	29	13	18	27	282	
（一括請求）	100	5	0	70	7	4	12	1	10	14	13	25	20	181	
国民年金	10	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	6	
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一 部 期 間 訂 正	75	4	7	16	9	5	6	9	5	7	8	6	13	95	
厚生年金	74	4	6	15	8	5	6	9	5	6	8	6	13	91	
（個別請求）	71	4	4	11	6	5	6	9	5	6	8	3	12	79	
（一括請求）	3	0	2	4	2	0	0	0	0	0	0	3	1	12	
国民年金	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不 訂 正 決 定	385	30	34	27	30	25	40	31	30	37	27	23	47	381	
厚生年金	205	17	15	15	15	12	15	11	22	24	12	9	20	187	
（個別請求）	203	16	15	15	14	12	15	11	22	24	12	9	20	185	
（一括請求）	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
国民年金	171	13	18	11	15	12	25	19	6	13	15	14	25	186	
脱退手当金	9	0	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	2	8	
請 求 却 下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
厚生年金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
（個別請求）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
（一括請求）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	948	55	65	152	72	55	93	57	66	88	61	74	108	946	
厚生年金	756	42	43	139	55	42	68	37	58	73	46	58	80	741	
（個別請求）	651	36	41	65	45	38	56	36	48	59	33	30	59	546	
（一括請求）	105	6	2	74	10	4	12	1	10	14	13	28	21	195	
国民年金	182	13	21	12	17	12	25	19	6	15	15	16	26	197	
脱退手当金	10	0	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	2	8	

注1 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

2 令和5年度計は、令和5年4月から令和6年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

2 令和6年度上半期の処分状況(年月別)

処 分 の 区 分		令和6年										令和7年			令和6年度計	累 計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
訂 正 決 定	厚生年金	16	60	46	47	46	40	-	-	-	-	-	-	255	7,330	
	(個別請求)	15	59	46	46	46	39	-	-	-	-	-	-	251	6,952	
	(一括請求)	13	49	41	43	40	20	-	-	-	-	-	-	206	5,746	
	国民年金	2	10	5	3	6	19	-	-	-	-	-	-	45	1,206	
	脱退手当金	1	1	0	1	0	1	-	-	-	-	-	-	4	362	
		0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	16	
	全 期 間 訂 正	12	56	31	32	35	35	-	-	-	-	-	-	201	6,153	
	厚生年金	11	55	31	32	35	34	-	-	-	-	-	-	198	5,874	
	(個別請求)	9	45	27	29	33	15	-	-	-	-	-	-	158	4,712	
	(一括請求)	2	10	4	3	2	19	-	-	-	-	-	-	40	1,162	
	国民年金	1	1	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	3	263	
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	16	
	一 部 期 間 訂 正	4	4	15	15	11	5	-	-	-	-	-	-	54	1,175	
	厚生年金	4	4	15	14	11	5	-	-	-	-	-	-	53	1,076	
	(個別請求)	4	4	14	14	7	5	-	-	-	-	-	-	48	1,032	
	(一括請求)	0	0	1	0	4	0	-	-	-	-	-	-	5	44	
	国民年金	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	1	99	
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
不 訂 正 決 定	厚生年金	22	38	39	38	41	35	-	-	-	-	-	-	213	6,412	
	(個別請求)	13	24	17	21	27	19	-	-	-	-	-	-	121	3,519	
	(一括請求)	13	24	17	21	27	19	-	-	-	-	-	-	121	3,462	
	国民年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	57	
	脱退手当金	9	14	22	17	14	16	-	-	-	-	-	-	92	2,666	
		0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	227	
請 求 却 下	厚生年金	0	0	0	0	0	2	-	-	-	-	-	-	2	29	
	(個別請求)	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	1	11	
	(一括請求)	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	1	11	
	国民年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
	脱退手当金	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	1	17	
		0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	1	
合 計	厚生年金	38	98	85	85	87	77	-	-	-	-	-	-	470	13,771	
	(個別請求)	28	83	63	67	73	59	-	-	-	-	-	-	373	10,482	
	(一括請求)	26	73	58	64	67	40	-	-	-	-	-	-	328	9,219	
	国民年金	2	10	5	3	6	19	-	-	-	-	-	-	45	1,263	
	脱退手当金	10	15	22	18	14	18	-	-	-	-	-	-	97	3,045	
		0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	244	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

3 令和6年度計は、令和6年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和6年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和6年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

参考資料4 関連資料・周辺事情の収集状況

1 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

(件)

	訂 正 決 定					不 訂 正 決 定					合 計		
	請求件数	事情の件数		請求件数一件当たりの事情の件数		請求件数	事情の件数		請求件数一件当たりの事情の件数		請求件数	事情の件数	
		積極的事情	消極的事情	積極的事情	消極的事情		積極的事情	消極的事情	積極的事情	消極的事情		積極的事情	消極的事情
厚生年金	1,349	8,795	4,628	6.5	3.4	421	1,535	2,135	3.6	5.1	1,770	10,330	6,763
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,089	6,999	3,611	6.4	3.3	157	616	705	3.9	4.5	1,246	7,615	4,316
② 被保険者期間に係る訂正請求	95	727	385	7.7	4.1	201	705	1,128	3.5	5.6	296	1,432	1,513
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	163	1,050	630	6.4	3.9	58	204	285	3.5	4.9	221	1,254	915
④ その他の訂正請求	2	19	2	9.5	1.0	5	10	17	2.0	3.4	7	29	19
国民年金	10	53	23	5.3	2.3	318	401	1,732	1.3	5.4	328	454	1,755
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	9	49	23	5.4	2.6	272	325	1,536	1.2	5.6	281	374	1,559
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0	0	0	0.0	0.0	34	67	162	2.0	4.8	34	67	162
⑦ その他の訂正請求	1	4	0	4.0	0.0	12	9	34	0.8	2.8	13	13	34
脱退手当金	0	0	0	0.0	0.0	8	8	33	1.0	4.1	8	8	33
⑧ 支給期間の全期間訂正	0	0	0	0.0	0.0	8	8	33	1.0	4.1	8	8	33
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0
合 計	1,359	8,848	4,651	6.5	3.4	747	1,944	3,900	2.6	5.2	2,106	10,792	8,551

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 「積極的事情」は、例えば厚生年金の場合、保険料控除を示す資料が存在する等、訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。

5 「消極的事情」は、例えば厚生年金の場合、当時既に事業所が廃業していた等、訂正請求に理由がないと認める判断に資する事情をいう。

参考資料4 関連資料・周辺事情の収集状況

2 主な積極的事情・消極的事情

(1) 厚生年金

(件)

	訂 正 決 定		不 訂 正 決 定		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	1,087 (99.8%)	代表取締役・事業主陳述・回答	129 (82.2%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	787 (72.3%)	関連資料及び周辺事情がない	94 (59.9%)	1,089
	代表取締役・事業主陳述・回答	778 (71.4%)	その他の陳述・回答	59 (37.6%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	623 (57.2%)	賃金台帳(本人)	45 (28.7%)	157
	賃金台帳(本人)	557 (51.1%)	その他の資料	42 (26.8%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	85 (89.5%)	関連資料及び周辺事情がない	163 (81.1%)	訂正決定
	雇用保険記録(本人)	66 (69.5%)	代表取締役・事業主陳述・回答	128 (63.7%)	95
	代表取締役・事業主陳述・回答	59 (62.1%)	雇用保険記録(本人)	110 (54.7%)	不訂正決定
	商業登記簿謄本等	58 (61.1%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	81 (40.3%)	201
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	56 (58.9%)	上司、従業員陳述・回答	63 (31.3%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	162 (99.4%)	代表取締役・事業主陳述・回答	50 (86.2%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	142 (87.1%)	関連資料及び周辺事情がない	42 (72.4%)	163
	代表取締役・事業主陳述・回答	131 (80.4%)	その他の記録	30 (51.7%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	120 (73.6%)	厚年被保険者適用関係届書(写)又は確認・決定通知書(本人)	17 (29.3%)	58
	賃金台帳(本人)	105 (64.4%)	給与明細書(本人)	17 (29.3%)	

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象としている。「事情を含む請求件数」は、訂正決定又は不訂正決定となった請求件数のうち当該事情を含んでいる請求件数を計上しており、請求件数の多い順に記載している。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

参考資料4 関連資料・周辺事情の収集状況

2 主な積極的事情・消極的事情

(2) 国民年金

(件)

	訂 正 決 定		不 訂 正 決 定		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	9 (100.0%)	別番号の払出なし	203 (74.6%)	訂正決定
	請求期間の数が少数	5 (55.6%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない	127 (46.7%)	9
	請求期間以降に未納なし	4 (44.4%)	請求者が納付等に非関与	104 (38.2%)	不訂正決定
	請求期間の前後の期間は納付済	4 (44.4%)	納付者等への調査不能	93 (34.2%)	272
	請求期間以外に未納なし	3 (33.3%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	91 (33.5%)	
⑥ 免除期間	-	-	別番号の払出なし	21 (61.8%)	訂正決定
			請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等【免除】	21 (61.8%)	0
			記憶があいまい、主張に不自然さあり	13 (38.2%)	不訂正決定
			承認の記憶があいまい【免除】	12 (35.3%)	34
			請求期間以外にも未納・未加入期間あり	11 (32.4%)	

(3) 脱退手当金

(件)

	訂 正 決 定		不 訂 正 決 定		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
⑧ 全期間訂正	-	-	支給額に計算誤りなし	6 (75.0%)	訂正決定
			名簿等に「脱」表示あり	6 (75.0%)	0
			資格喪失後6か月以内の支給	5 (62.5%)	不訂正決定
			当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	3 (37.5%)	8
			訂正請求期間と訂正請求期間後の記号番号別	3 (37.5%)	

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象としている。「事情を含む請求件数」は、訂正決定又は不訂正決定となった請求件数のうち当該事情を含んでいる請求件数を計上しており、請求件数の多い順に記載している。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

参考資料5 総務省年金記録確認第三者委員会の受付・処理の実績

○総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総 務 大 臣 あ て の 確 認 申 立 て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累 計
受 付 件 数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処 理 件 数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確 認 申 立 て の 取 下 げ 等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

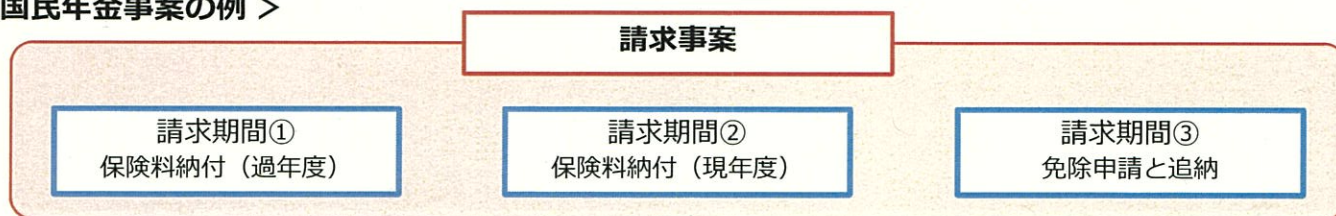
3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

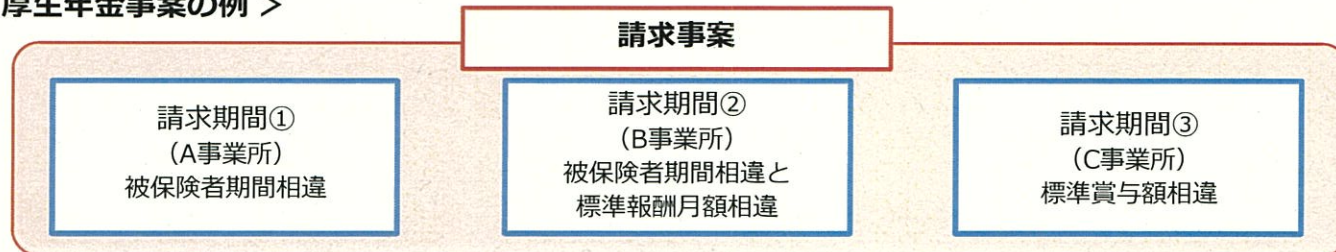
参考資料6 処理事案の分析について

- 本資料の「Ⅱ 請求内容・処分の状況」の「1 請求者等の状況」(9頁～12頁)については、事案単位で請求者等の属性の分析を行っているところであるが、「2 事案類型・請求期間の処分状況」(13頁～20頁)及び「参考資料4 関連資料・周辺事情の状況」(39頁～41頁)については、1つの請求事案に請求期間が複数含まれている場合があること、更に各請求期間には異なる事由による請求が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で分析を行い集計している。この請求期間単位の件数を「請求件数」という。
- 一方、「5 日本年金機構段階の訂正状況」(21頁)については、機構処理事案を対象としており、年金事務所において一部の請求期間を記録訂正した事案を含め、事案単位で分析を行っている。1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。
- なお、「Ⅲ その他の事業状況」の「2 審査請求」の「(4) 請求期間の分類(事案類型)別」(27頁)についても、1つの審査請求事案に請求期間が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で集計している。

< 国民年金事案の例 >



< 厚生年金事案の例 >



(注) 上記国民年金事案の請求期間③と厚生年金事案の請求期間②のように、異なる事案類型が混在している場合については、各々の類型に件数計上している。

年金記録の訂正手続きのあらまし

年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省に対し、年金記録の訂正請求をすることができます。

訂正請求とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。

請求後の流れ

請求を受けた厚生労働省（地方厚生(支)局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、有識者で構成されている地方年金記録訂正審議会で審議します。

審議の結果、請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

▶ このパンフレットの内容

- 1 訂正請求ができる方…………… P 2
- 2 訂正請求の対象となる期間…………… P 2
- 3 訂正請求の対象となる例…………… P 2
- 4 訂正請求に必要な書類…………… P 3

- 【参考】年金記録を確認する方法 …… P 3
- 5 訂正請求の留意点…………… P 4
- 6 訂正手続の流れ…………… P 4
- 7 訂正手続に関するQ&A …… P 6

1 訂正請求ができる方

- ◆年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。
- ◆ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方※が行うことができます。
※ご本人の死亡に伴う未支給年金または遺族年金等を受けることができる方に限られます。

2 訂正請求の対象となる期間

- ◆国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間
※国民年金は昭和36年4月1日以降、厚生年金保険は昭和17年6月1日以降が対象となります。
※賞与については、平成15年4月以降に支給されたものが対象となります。
- ◆厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合の組合員期間、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間
※国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者期間についても、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。
※国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は訂正請求の対象となりません。なお、戦時中の軍などの無給嘱託期間については対象となる場合があります。

3 訂正請求の対象となる例

- ◆年金記録の訂正請求ができるのは、例えば以下のような場合です。
 - ・A社で働いた期間、厚生年金保険の記録がない。
 - ・B社で働いた期間、厚生年金保険に加入した日が就職日より後になっている。
 - ・C社で働いた期間、厚生年金保険の資格を喪失した日が退職日より前になっている。
 - ・D社で働いた期間、標準報酬月額が相違している。
 - ・E社から支払われた賞与のうち、〇年〇月〇日支払い分の記録がない。
 - ・〇年〇月から△年△月までの期間、国民年金保険料を納付したはずなのに「未納」となっている。
- ◆訂正請求に期限はありません。年金記録が事実と異なると思われる方は、過去の記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。
※年金記録が事実と異なると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

次のページの方法で、ご自身の年金記録を確認できます。

4 訂正請求に必要な書類

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

① 年金記録訂正請求書 ② 同意書 ③ 請求の概要

※ 請求書類及び書類の記載方法については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
請求書類は、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kiroku/teiseiseikyu/index.html>)

日本年金機構 記録訂正手続き

検索

④ 請求内容に関する状況が分かる資料

(例)

- | | | |
|---------------|---------|------------------------|
| ・ 年金手帳 | ・ 給与明細書 | ・ 勤務先の辞令／当時の履歴書 |
| ・ 国民年金手帳 | ・ 家計簿 | ・ 厚生年金基金加入員証 |
| ・ 厚生年金保険被保険者証 | ・ 源泉徴収票 | ・ 事業主や総務担当、同僚の方のお名前 |
| ・ 確定申告書（控） | ・ 預貯金通帳 | ・ 勤務実態を示す当時の写真 など |

→ 次のページの「5 訂正請求の留意点」もご参照ください。

- ◆ 訂正請求の手続に手数料はかかりません。
- ◆ 年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

年金事務所 相談窓口

検索

【参考】年金記録を確認する方法

◆ねんきん定期便

毎年ご本人の誕生月に、直近13月の年金加入記録や保険料の納付状況などを記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。

※35歳、45歳、59歳の方には、これまでの全期間の年金加入記録などをお知らせしています。

※「ねんきん定期便」が届かない場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」にお電話ください。（電話番号、受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。）

※ねんきん定期便の見方など、詳しくはこちらをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20150331-05.html>)

ねんきん定期便 お届け

検索

◆ねんきんネット

日本年金機構が提供するインターネットサービス「ねんきんネット」で、24時間いつでも、年金加入記録などをご確認いただけます。

※登録方法など、詳しくはこちらをご覧ください。

(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきんネット

検索



スマホでアクセス

◆年金事務所・街角の年金相談センターで相談

予約受付専用電話（0570-05-4890）にて、相談日の前日までにご予約のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。

※「予約受付専用電話」の受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。

※ご相談時には本人確認書類と年金手帳等の基礎年金番号が分かるものをご持参ください。

5 訂正請求の留意点

- ◆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料や周辺事情に基づき、訂正するかどうかを総合的に判断します。

訂正請求にあたっては、訂正を求める期間当時の年金の加入や保険料の納付状況などについて、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等ができる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

関連資料の例	給与明細書、源泉徴収票、預貯金通帳、勤務先の辞令、賃金台帳、雇用保険の記録、厚生年金基金の記録 など
周辺事情の例	事業主・総務担当・同僚の証言、ご本人・配偶者の保険料納付状況、納付方法 など
証言等ができる方の例	当時の勤務状況、給与や賞与からの厚生年金保険料控除の有無、国民年金保険料の納付状況についてご記憶がある方 など

※調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、給与・賞与からの保険料控除）などについて、記録訂正につながる関連資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

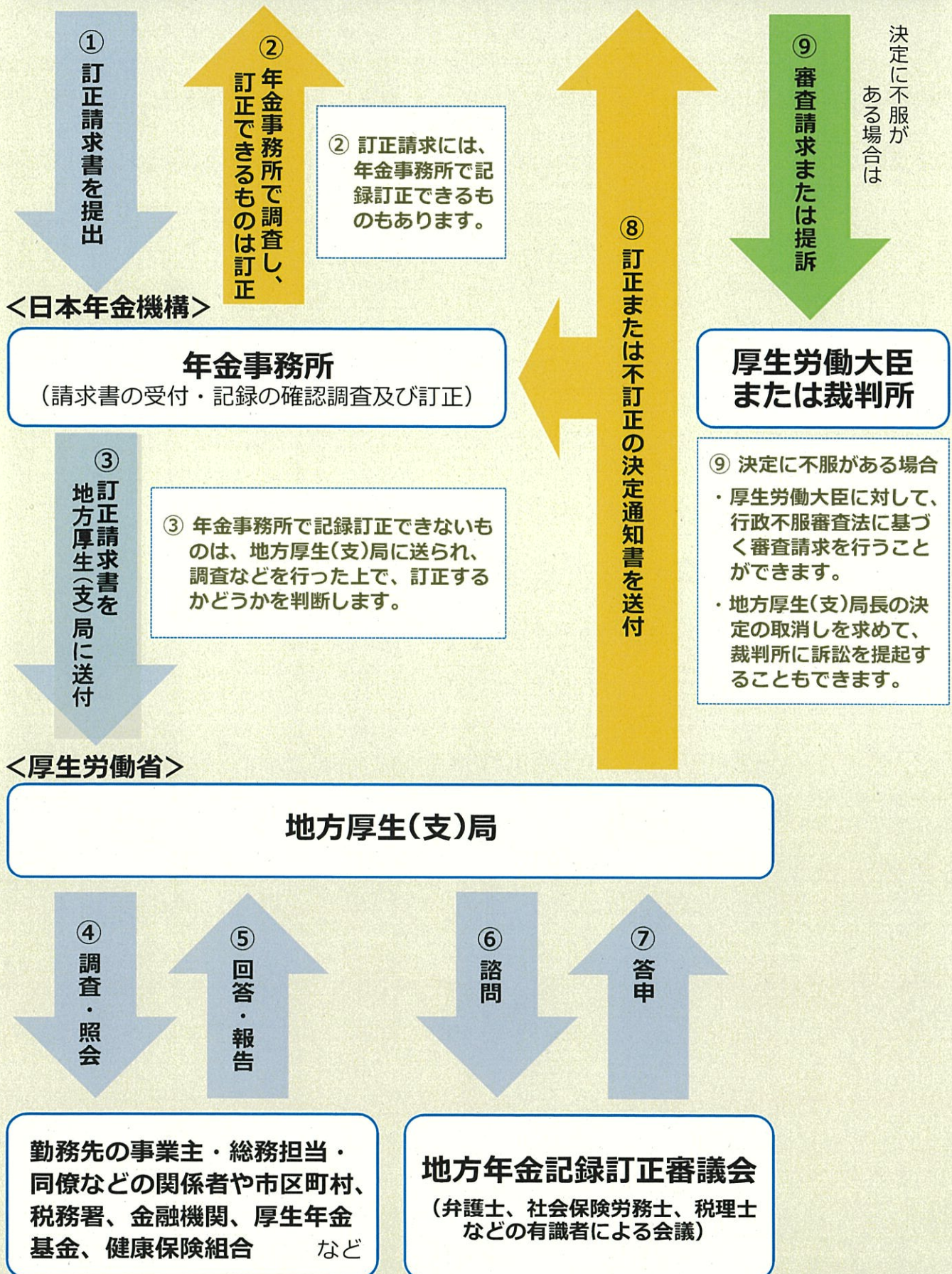
6 訂正手続の流れ

※次のページの図（年金記録の訂正手続の流れ）をご参照ください。

- ① 年金記録が事実と異なると思われる方は、年金事務所に訂正請求書を提出します。
- ② 年金事務所で記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。
- ③ 年金事務所で記録訂正できないものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。
- ④⑤ 地方厚生(支)局で関連資料や周辺事情の収集・調査を行います。
※地方厚生(支)局の調査員が必要に応じて請求者ご本人や関係する法人・行政機関などに連絡する場合があります。
- ⑥⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において、国民の皆さまの立場に立って、公平かつ公正に審議します。
- ⑧ 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正または不訂正の決定を行います。
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起することができます。

年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方



7 訂正手続に関するQ & A

Q1: 年金事務所で記録訂正できるのは、どのような場合ですか？

A : 例えば次のような場合、地方厚生(支)局における審議を経ることなく、年金事務所で記録訂正できます。

- ◆ 賞与から厚生年金保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
- ◆ 過去に転勤したとき、厚生年金保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1か月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
- ◆ 勤務実態と厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。

※ 給与明細書に事業所名や支給年月の記載がない場合や事業主、役員または社会保険事務担当であった方からの請求の場合は、地方厚生(支)局での調査審議となります。

※ 年金事務所での調査や確認には、1か月程度かかります。

Q2: 地方厚生(支)局ではどのような調査を行いますか？

A : 地方厚生(支)局は、請求内容について以下のような調査を行います。

◆ 資料の収集

市区町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く請求内容に係る関連資料及び周辺事情を収集します。

◆ 請求者等からの聴取

請求者や配偶者もしくは親族、事業主や請求者の同僚等の関係者から請求内容に関する保険料の納付や控除の状況、生活状況、勤務状況等について、聴取します。

Q3: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A : 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、有識者（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q4: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A : 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会（Q3参照）での審議結果に基づいて訂正または不訂正の決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。

Q5: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A : 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、訂正請求書を年金事務所に提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5か月程度かかります。

（なお、この日数は、決定までの標準的な期間であり、訂正請求の内容により決定までにかかる日数は異なります。）

Q6: 年金記録の訂正が決定された後はどうなりますか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に基づき、日本年金機構で年金記録の訂正を行い、将来受け取る年金額に反映されます。

既に年金を受け取っている方は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更し、さかのぼってお支払いします。ただし、年金記録が訂正されても、年金額に変動がない場合もあります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、地方厚生(支)局での訂正決定後、日本年金機構において数か月程度の処理期間が必要となります。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 審査請求についての詳細は、こちらをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074461.html>)

審査請求 記録訂正

検索

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服

検索

Q8: 年金記録の訂正手続の実施機関が総務省（第三者委員会）から厚生労働省（地方厚生(支)局）になって何が変わりましたか？

A : 総務省（第三者委員会）は、年金記録問題に対処するため、平成19年6月、臨時に設けられた組織で、主に古い記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていました。しかし、比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月に法律を改正し、厚生労働省に新たに年金記録の訂正手続を設け、平成27年3月から手続ができるようになりました。

これにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や裁判所に訴訟提起をすることが可能になりました。

なお、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、基本的に同じです。

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

地方年金記録訂正審議会

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076359.html>

◆日本年金機構

日本年金機構 記録訂正手続き

検索

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kiroku/teiseiseikyu/index.html>

電話での年金相談窓口

※お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**の分かるものをご用意ください。

年金相談に関する一般的な お問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6700-1165** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」「ねんきん ネット」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便

・ねんきんネット専用番号」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6700-1144** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金事務所・街角の年金相談センターへの来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

ゴ ヨ ヤ ク ヲ

0570-05-4890 (ナビダイヤル)

全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※街角の年金相談センターでは、年金加入期間の確認のみお受けします。なお、訂正請求の手続きはできません。

※FAXでの年金相談については、こちらをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/fax.html>

年金相談 FAX

検索